

この街と生きていく。

# DISCLOSURE 2025

阿南信用金庫の現況



特急むろと(那賀川橋りょう)

みんなのために、ひとりのために

しんきんバンク 信用金庫

阿南信用金庫

## 当金庫の概要

(2025年3月末現在)

- 名称 阿南信用金庫
- 所在地 〒774-0030  
徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14
- 代表電話 TEL.0884-22-1226
- 設立 昭和23年5月6日
- 代表者名 理事長 佐竹 義治
- 会員数 8,387名
- 出資金 1,164百万円
- 預金 1,079億円
- 貸出金 640億円
- 店舗数 8店舗
- 常勤従業員数 101人

私ども金融機関は、お客様から大切なお金をご預金としてお預入れいただき、それを運用することによって成り立っています。事業のための資金や住宅資金など、私どもがお客様にご融資できるのも、お預かりしたご預金があるからです。

大切なお金を安心してお預入れいただくためには、詳しく経営内容を公開し、多くのお客様に知っていただく必要があります。ディスクロージャー誌はこのような目的で発行される経営内容公開誌です。

本冊子は信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。本資料に掲載してある計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

## 目次 Contents

### 01 ごあいさつ

#### 経営理念等

- 02 経営理念・基本方針
- 03 経営の健全性確保への取り組み
- 04 コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み
- 05 お客様保護等への取り組み

#### 業績概要

- 06 2024年度事業の概況
- 07 トピックス・社会貢献活動
- 08 トピックス・社会貢献活動

#### 中小企業の経営の改善等への取り組み

- 09 中小企業の経営の改善への取り組み
- 11 地域密着型金融への取り組み

#### 業務運営

- 12 総代会機能について
- 15 組織図・役員一覧

#### 業務のご案内

- 16 主要な業務内容
- 18 営業・サービスのご案内
- 20 手数料一覧
- 22 ご預金の保護・キャッシュカード被害補償
- 23 営業地区・店舗分布
- 24 店舗・自動機コーナー

#### 自己資本比率規制への取組

- 25 リスク管理態勢
- 27 自己資本比率規制第3の柱に基づく開示

#### 資料編

- 38 財務諸表
- 44 役職員の報酬体系
- 45 経営指標
- 47 事業の状況
- 53 阿南信用金庫のあゆみ
- 54 関連会社・信用金庫業界
- 55 開示項目一覧



## ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

第9次3ヵ年計画の初年度となった令和6年度は、全世界的なインフレ環境の継続、ウクライナ紛争の長期化、パレスチナ自治権にまつわる地政学リスク等、不透明な状況も続いています。

国内では、17年ぶりにマイナス金利が解除され「金利ある世界」が到来しました。預金金利が上昇する中、貸出金利が追随しない状況が続き、金融機関は利鞘縮小に右往左往する一年となりました。

令和6年度は経営理念である「地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します」に基づき、金庫の独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、また地域とともにあるため金庫も自らを変革していくことで地域とともに成長していくことを基本方針とし、信用金庫の強みであるFace to Faceを最大限に活かし、お客さまの抱えている課題を解決し、地域と自らの持続可能性を高めていくことで地域やお客様を支え、共に発展していくという基本方針のもと諸施策の深掘、実現に向け取り組みました。

これからも時代の変化に柔軟かつスピード感をもって対応し、地域金融機関として役職員一同全力をもって取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きご支援・お引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2025年7月

理事長 手 束 勤

# 経営理念

地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します。

## 経営ビジョン

10年後成長率150%を達成する。

- ・ 預金残高
- ・ お客様満足度
- ・ 職員満足度（働き甲斐・働きやすさの両立）
- ・ 職員の知識・技術レベルの向上
- ・ 学生からの採用応募数

## 基本方針

- ・ お客様のニーズを的確に捉え、感動を与える商品・サービスを提供します。
- ・ お客様の一生のパートナーとして豊かな生活の実現に貢献します。
- ・ お客様や職員・家族が誇りに思い、愛される唯一無二の組織となります。
- ・ 地域を知り、地域と繋がり、地域の未来を創造します。
- ・ 喜びや価値を分かち合える関係を構築し、ともに地域の発展に貢献します。
- ・ 地域とともに成長し、なくてはならない金融機関を目指します。

## 行動理念

- ・ 豊富な知識と真摯な姿勢で、お客様のニーズやビジョンを引き出し、プロとして最適な商品・サービスを提供します。
- ・ お客様に安心して頼られる存在となれるよう、誠心誠意寄り添い続けます。
- ・ 1人1人が向上心と高いモラルをもって互いを高め合い、チームワークを大切にします。
- ・ 変化を恐れず、新しいことに進んでチャレンジします。
- ・ 地域社会とのコミュニケーションを大切にし、課題解決や魅力の最大化に向けて行動します。

### ■ 内部管理体制の整備について

当金庫における内部統制に関する体制の整備については、平成19年4月23日の理事会においてその基本的な考えとなる「内部管理基本方針」を決議しております。主旨としては、当金庫における各種施策の実施に当たり、コーポレート・ガバナンスに関する体制を有効に機能させることにより、経営の公正性および透明性を確保し、全ての利害関係者の信頼に応えるとともに、地域社会から高く評価される金融機関となることを目指しています。

当金庫では、これに基づき、以下のような諸施策を実践しています。

### ● 法令等遵守態勢

当金庫は、法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「阿南信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル（法令遵守の行動基準）」等を策定するとともに「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定する等の諸施策を講ずることで、態勢の強化に努めています。

### ● リスク管理態勢

当金庫は、これからの経営にとってリスク管理がすべての業務遂行の基本であるとの認識のもと、リスク管理の基本方針および各種リスクの管理基本方針に基づき、リスク管理統括部門を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の管理部門を定め、金庫全体のリスクをそれぞれの特性に応じて、機動的・効率的に管理することにより、態勢の強化に努めています。

### ● 内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は「内部管理基本方針」に基づき、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。理事会は8回開催され、理事の職務執行の適法性を確保し、理事の職務執行の適正性および効率性を高めるために、非常勤理事、常勤監事、非常勤監事（員外監事）が常時出席しています。監事会は4回開催しています。その他理事会の方針に基づき、理事長を議長とする経営会議を毎月開催するとともに常務理事を委員長とするALM委員会および特定部門に固有なオペレーショナル・リスクを管理するためのオペリスク検討委員会を定期的に開催しています。

また、内部監査計画に基づき、内部監査を実施しています。

### ● 理事の職務執行の効率性確保

当金庫は、理事会において決定する経営計画により目標を定め、各部門で目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を講じます。

また、経営上重要な事項は、適切かつ効率的な意思決定のため、理事長以下常勤役員を構成員とする経営会議において審議のうえ、理事長が決定しています。

このうち、法令等に定める事項については理事会で決定し、それ以外の重要な業務執行についても、理事会規程等に基づき理事会に報告するなど職務の執行に努めております。

### ● 理事の職務執行に係る情報の保存等

内部規定に基づき、経営会議の議事録等、理事の職務執行に係る文書を作成し、適切に保存することによって、理事および監事が必要に応じて内容を確認できるようにするほか、当金庫が保有する情報全般について、開示および持ち出し等に係る適切な管理を行います。

### ● 監事監査環境の整備

監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として配置し、当該職員への指揮命令は常勤監事が行うこととしております。

また、監事は、内部規定に基づき、経営会議の議事録等重要な文書の閲覧、決算に関する事項その他重要な事項についての報告を受けるほか、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めております。

# コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

## ■コンプライアンス体制

コンプライアンスとは、法令・市場ルール・当金庫の内部規定等を遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。当金庫は創業以来、信用金庫法をはじめとした関連法に基づき地域に根ざした金融業務を遂行し、地域の信頼を得てきました。急激な時代の変革の中で健全経営を目指すには、コンプライアンスの徹底が経営上の重要事項であるとの認識に立ち、法令遵守を実現させるためコンプライアンス統括部署を総務部としました。加えて各部店毎にコンプライアンス責任者を任命するとともに、検査部によるチェック等を実施、預金・貸出等営業活動全般に亘る検証を実施し、苦情・トラブル等の未然防止体制を確立しております。営業活動において、高い倫理行動の実践と様々なルールや諸規定・法令の厳正な遵守こそがお客様の信頼にお応えすることであると考え、全従業員に倫理行動・コンプライアンスの徹底を図り、適正な業務活動を通じて社会的責任を果たすことを経営の最重要課題としています。



1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権尊重等
6. 環境問題への取り組み
7. 社会貢献活動への取り組み
8. 反社会的勢力との関係遮断

## ■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正化を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘はいたしません。
5. 当金庫は、高齢顧客（当金庫では75歳以上と定義、ただし75歳未満であっても体調や投資判断能力等に問題が見られる場合においては高齢顧客と同様の取扱といたします）に対し、金融商品等の勧誘および販売を行なう場合、一般的な適合性の原則にとどまらず、身体的な特性や、資金性格等に十分配慮した対応を心掛け、苦情やあせんの申立て等のトラブルの未然防止に努めます。
6. 金融商品の販売等に関する勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店にお問い合わせください。

## ■マネー・ロンダリング、テロ資金供与対策について

当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等を防止するためAML基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の防止（以下「AML/CFT」）というが、国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、当金庫の顧客および従業員等がマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等に関与すること、または巻き込まれることを防止し、もって健全な金融システムの維持・発展に寄与すべく行動します。
2. 当金庫は、適用を受ける全てのAML/CFTに係る法令・規則等を遵守します。
3. 当金庫は、実効的なAML/CFTを実施するため、マネー・ロンダリングやテロ資金供与等の動向等を踏まえながら、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）を講じるほか、この考え方に基づいたAML/CFT態勢を整備し、その適切な運営を行います。
4. 当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等から当金庫および当金庫の顧客等を守るため、顧客等の受入・謝絶に係る方針を顧客受入方針にて定めます。この方針に基づき、顧客受入れの趣旨に反し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等のリスクを許容できない顧客等は排除します。

※AML・・・Anti-Money-Laundering：マネー・ロンダリング対策

※CFT・・・Counter-Financing-of-Terrorism：テロ資金供与防止

## ■保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。詳しくは、当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

### 《ご相談窓口》

保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、取次営業店または下記までお問い合わせください。

阿南信用金庫 業務部営業推進課 電話番号：0884-22-1226

受付時間：9:00～17:30（月～金曜日、但し当金庫休業日を除く）

## ■反社会的勢力に対する基本方針

### ●基本的な考え方

私ども阿南信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

### ●具体的な行動指針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## お客様保護等への取組み

### 金融ADR（裁判外紛争解決制度）への対応について

当金庫では、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

阿南信用金庫 総務部  
住 所：徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14  
T E L：0884-22-1226  
F A X：0884-22-4442  
受付時間：9時～17時（月～金曜日、但し当金庫休業日を除く）  
受付媒体：電話、FAX、電子メール、手紙、面談

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所  
（一般社団法人全国信用金庫協会）  
住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7  
T E L：03-3517-5825  
受付日、時間：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9時～17時  
受付媒体：電話、手紙、面談

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にご相談ください。

東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
〒100-0013	〒100-0013	〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3
03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
9:30～12:00、13:00～16:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

### 個人情報の保護について

当金庫では、「個人情報の保護に関する法律」に則り、個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を公表しています。

また、職員が遵守すべき個人情報の取扱いに関する基本事項として「個人情報管理規程」、「特定個人情報取扱規程」を定め、個人情報の重要性を全役職員が認識し業務に取り組んでいます。

#### 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

阿南信用金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

### 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）することでお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) 上記(1)の①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## ■事業方針

第9次3ヵ年計画の初年度となった令和6年度は、全世界的なインフレ環境の継続、ウクライナ紛争の長期化、パレスチナ自治権にまつわる地政学リスク等、不透明な状況も続いています。

国内では、17年ぶりにマイナス金利が解除され「金利ある世界」が到来しました。預金金利が上昇する中、貸出金利が追随しない状況が続く、金融機関は利鞘縮小に右往左往する一年となりました。

令和6年度は経営理念である「地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します」に基づき、金庫の独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、また地域とともにあるため金庫も自らを変革していくことで地域とともに成長していくことを基本方針とし、信用金庫の強みであるFace to Faceを最大限に活かし、お客さまの抱えている課題を解決し、地域と自らの持続可能性を高めていくことで地域やお客様を支え、共に発展していくという基本方針のもと諸施策の深堀、実現に向け取り組みました。

## ■償却及び引当の方針

償却および引当については、経営の健全性確保による信頼性確保のため、自己査定基準ならびに償却・引当基準等に基づき、発生の可能性の高い将来の損失額を合理的に見積もり、計上する方針としております。資産を厳格な自己査定により回収の危険性または価値の毀損の可能性の度合いにより区分し、貸倒等の実態や償却等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることとしております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る償却及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る償却については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

上記以外の償却については、債務者の支払能力を総合的に判断し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。内航海運業を営む企業に対する融資については業界の状況、特殊事情および健全な会計上の見積計算のため、海運業特定引当としての一般貸倒引当金を計上しており、その特定引当の見積は、基準年月（船齢20才満了時もしくは定期検査満了時のいずれか遅い方）での予想償却額からリプレイス時の処分可能見込額を差し引いた残償却額を計上しております。

要管理先償却に区分された相手先に対する貸倒引当金は、原則として過去3年間における累積の貸倒実績率の3期間の平均値に基づく予想損失率を乗じて算定することとしておりますが、経営改善計画に基づき当金庫が積極的に支援し改善に努めている先のうち、その売上計画、経費計画、資金計画のいずれかに影響の大きな事象が発生するなど、今後の実現可能性の低下も想定される先で、原則とする貸倒実績率では十分かつ適切な引当が確保されない場合、未保全額に別に定める引当率を乗じて別途引当としての一般貸倒引当金を計上することとしております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、償却額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償却額から直接減額しており、その金額は2,294百万円であります。

## ■金融経済環境

世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直しを背景に、底堅い成長を維持しています。しかしながら、トランプ政権が掲げる「米国第一」の政策次第で世界経済の成長率は上下に振れる可能性があり、依然として不確実性が高く楽観は禁物であると考えています。主要国の金利上昇は国内金利にも影響するため海外情勢の動向については今後も注視する必要があると考えています。

国内運用環境において注目すべきは引き続き実施されると思われる日本銀行の政策金利引上げであると考えています。国内では賃上げの動きや物価上昇が続く、日本銀行はそれを景気回復のサイン判断し、過度な物価上昇とならないよう年2回のペースでの追加引上げを見込んでいると思われます。しかしながら、事業者の間では物価上昇、金利引上げ、人手不足、原材料価格高騰を理由として、景気は踊り場にあるとの見方が多数となっていると思われ、本格的な景気回復が見込めない中で金利引上げは事業者はもちろん、資金運用にも悪影響を及ぼす恐れがあると考えています。

## ■業績

令和6年度も金庫の経営理念であり、普遍のスタンスでもある「地域の発展と職員の幸せを追求し、笑顔あふれる明るい未来を創造します」に基づき事業支援や相談業務、地域課題解決等の非金融面にも積極的に取り組み、お客様から必要とされる金融機関を目指しました。

預金ではこれまでのキャンペーン依存体質からの脱却を図るため、冬の定期預金キャンペーン実施を見送ったことから平残では前期比9.2億円減少、1,105億円、期末残高は前期比35億円減少、1,079億円となりました。ただし流動性預金については平残では前期比14.2億円増加、387億円、期末残高は前期比20.4億円増加、398億円となっており、当金庫預金を生活口座、決済口座としてご利用いただいているお客さまに支えられていることを改めて確認することができました。

貸出金では事業者に対する事業支援、職域契約先を中心とする住宅ローンの獲得が堅調であったことから、平残では前期比7.3億円増加、639億円となり、期末残高についても前期比0.7億円増加、640億円となりました。

損益状況については、日銀による政策金利引上げがあるものの、貸出金利息では金利上昇の恩恵を受ける事ができず貸出金利回りが低下（1.72→1.67%）したことから前期比14百万円減少となりました。有価証券では金利上昇に伴いメンテナンスを実施したことから利息配当は前期比14百万円減少となりました。他方預け金利息では金利上昇の恩恵を享受したことにより前期比32百万円増加となりました。

一方、臨時費用では与信先の経営悪化に備え貸倒引当金を予防的に積み増したことで与信関連費用が増加したため前期比958百万円減少、1,224百万円となり、経常損失が824百万円（前期は経常利益392百万円）、当期純損失は929百万円となりました。（前年度比減収減益、2012（平成24）年度以来12期ぶりの赤字となりました。）なお、2025年3月末時点での、金庫の健全性をあらわす指標である自己資本比率は8.51%となりました。

## ■事業の展望および当金庫が対処すべき課題

2024年度を起点とした第9次3ヵ年計画は、これまで築き上げたお客様との絆をより強固なものにすることに重点を置き、また時代の変化に柔軟かつスピード感をもって対応し、地域とともに成長していくことを目指すべき姿として策定したものであります。金庫の独自性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展していくことを基本的な考えとし、持続可能なビジネスモデルを構築していくため、時代の変化に柔軟かつスピード感を持って対応し、自らを変化させ地域とともに成長していくことにも積極的に取り組んでまいりました。

2024年度は、与信先の業況悪化に伴う多額の貸倒引当金計上もあり赤字決算を余儀なくされたものの、同時に資産の健全化が図られたと考えており、2025年度は金庫の真価が問われる年であると考えており、以下に示した基本方針、重点戦略をやりきることでお客さまの信頼を回復することができると考えております。

### 推進方針

#### a安定収益確保の観点から

- ・既存取引先との取引強化を図り既存貸出金利引上げを実施（事業先）
- ・基盤顧客定義の見直しにより個人世帯取引の強化（個人）

### 効率化方針

#### a支払コスト削減の観点から

- ・キャンペーン依存からの脱却（収支管理、獲得目的を明確にしたキャンペーンの実施）

#### b信用コスト削減の観点から

- ・与信限度額管理の在り方の検討、融資委員会の見直し（事前協議・中間管理の精緻化）

#### c業務効率、コスト削減の観点から

- ・南部Gの統廃合効果の検証実施、検証結果をもとに中央、北部Gの統廃合へつなぐ

2025年度も上記方針のもと各施策に役職員一丸となって取り組み、地域になくてはならない金融機関としてその社会的責任を果たして参ります。

●当金庫の経営指標等、詳しくは資料編（45ページ）をご覧ください。

## 南部エリアの新たな運営体制の導入について

福井支店と見能林駅前支店の2店舗について、2025年4月21日(月)から見能林支店を母店とする預金業務をメインとした機能特化型店舗として営業を開始いたしました。

また、それに伴い一日おきに交互に窓口営業する「隔日営業」と「窓口休業時間(昼休業)」を導入いたしました。

近年、コンビニ ATM の定着やキャッシュレス決済の進展、お客様ニーズの多様化により金融機関窓口や ATM に求められる役割が大きく変化しております。このような状況を踏まえ、現在の店舗ネットワークをより効率化し、創出された経営資源を最適な顧客サービスの提供に向け活用することで、持続可能なビジネスモデルを構築してまいります。

事業主様の借入のご相談や最寄り店舗が休業している場合は、ご足労をおかけしますが母店である見能林支店(阿南市津乃峰町長浜471番地5)までお願いいたします。

業績概要

◆「隔日(かくじつ)営業」とは  
一日おきに交互に営業を行うことです。  
2024年11月時点で全国の信用金庫254金庫のうち12金庫が平日休業店舗を有しており、そのうち6金庫が隔日営業を導入しています。

◆「窓口休業時間(昼休業)」とは  
隔日営業を実施する店舗では、窓口休業時間(昼休業)を導入いたします。営業日のうち11:30～12:30の1時間は昼休業とし店舗を休業しております。お急ぎのご用件がある場合は見能林支店までお願いいたします。



見能林支店



新住所 阿南市津乃峰町長浜471番地5  
電話 0884-27-0067

隔日営業を実施する店舗の窓口営業日 (○: 営業日、×: 休業日)

	月	火	水	木	金	土	日
福井支店	×	○	×	○	×	×	×
見能林駅前支店	○	×	○	×	○	×	×

※祝日の場合は休業となり、振替休業等はありません。

※ATMコーナーの営業時間は変更ございません。

隔日営業を実施する店舗の営業時間

午前	9:00～11:30
午後	12:30～15:00
11:30～12:30は昼休業	

ATM営業時間・取扱業務

	変更前	変更後
ATM営業時間	8:40～20:00	変更なし
取扱業務	預金・為替・融資業務 ほか各種お手続き	預金・為替業務 ほか各種お手続き

融資のご相談の場合は見能林支店までお願いいたします。

お問合せ先			
店舗名	住所	郵便番号	電話番号
福井支店	阿南市福井町古津159番地1	779-1620	0884-34-2848
見能林駅前支店	阿南市見能林町志んじやく30番地2	774-0017	0884-23-3636
見能林支店	阿南市津乃峰町長浜471番地5	774-0021	0884-27-0067

## しんきんサンアリーナにて子ども向けイベントを開催しました

2025年2月24日にしんきんサンアリーナにて日本フルハップ様ご協賛のもと「あなんっ子大集合！しんきんキッズパーク」を当金庫主催で開催いたしました。

シャボン玉おじさんのサイエンスバブルショーやスリル満点な巨大エアースライダー、那賀町山のおもちゃ美術館様による出張おもちゃ美術館など数多くのイベントをご用意したほかお取引のある飲食店様にキッチンカーでの出店をしていただきました。

予想を上回る来場者の方々にお越しいただき、開場前から長蛇の列ができておりました。開場からアリーナ内が非常に盛況しておりましたが、大きなトラブルや問題が起きることなく大変賑わったまま、無事閉幕を迎えることができました。

ご来場様のみなさま「あなんっ子大集合！しんきんキッズパーク」にお越しいただきありがとうございました。そして、イベント運営にご協力していただいた多くの個人様や企業様ご協力ありがとうございました。



当日の様子を阿南信用金庫公式Instagramに投稿しています。



## 年金友の会ツアーの再開

### ◆年金友の会ツアーとは

年金の受取口座を阿南信用金庫で開設して下さっているお客様を対象として、皆さまにとって楽しい思い出に残るツアーを企画しております。

### ◆年金受取の特典

阿南信用金庫で年金の受取口座を開設していただくと、年金友の会ツアーの他にもお誕生日や年金支給月のプレゼントのお渡し。通常の定期預金よりも金利の高い「年金プレミアム定期」など多くの特典を用意しております。

コロナウイルス感染防止の観点から中止していた年金友の会ツアーを5年ぶりに再開いたしました。久しぶりの再開ということもあり177人のお客様にご参加いただき、当金庫で貸切にした大阪の新歌舞伎座にて松平健さんによるショーの観劇をお楽しみいただきました。

また、毎週火曜日には年金相談を実施しておりますので、年金制度や年金受取時期などの年金に関するご質問やご不明点がある場合は最寄り店舗でのご予約のうえお気軽にご相談ください。



## 中小企業の経営の改善および地域の活性化への取組み

当金庫は、きめ細かな営業活動を中心に地域密着を図り、地域の小規模事業者の皆様や地域にお住まいの皆様への金融面でのご支援や利便性向上のための活動を行ってまいりました。

2024年度も引き続き限られた経営資源を有効活用し、お客様や地域のニーズにあった施策の中から持続可能で地域経済への貢献に真に有効と思われる施策を選択し、集中的に実施してまいりました。

具体的には、3つの分野、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、②地元企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献を柱とした推進計画を策定しました。

また、今後とも、お客様志向の経営のもと、より良質な「金融サービス・機能」の提供に努め、活力ある豊かな地域社会の実現に貢献していきたいと考えております。

### ■ 「課題解決型金融」への取組について

地域経済の維持・発展に貢献するため、以下のとおり取り組んでいます。

#### (1) 地域密着型金融の深化

地域金融機関である信用金庫が、地域の活性化や持続的な発展に貢献していくためには、これまで行ってきた地域密着型金融への取組みをさらに深化させていくことが重要であることから、これを恒久的に経営方針の大きな柱としています。

信用金庫とお客様との結びつきを深化させていくためには、渉外職員などのチャンネルを有効活用する、まさに Face to Face の関係機能を強化する事こそが、地域に深く根ざしてきた信用金庫に求められている姿と考えて行動しています。

#### (2) 独自性のさらなる発揮

株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先（会員等）や営業地域を限定されているなどの制度的な特徴があり、銀行とは質的に異なるニーズが寄せられる事が多くあります。

協同組織金融機関に期待する役割として、中小企業の経営者の皆様方のご意見には「貸出金の金利水準」よりも「安定的で円滑な資金供給」が上位を占めております。

このことから、協同組織という制度的特性を活かしながら、地域との信頼関係に基づいた長期的な資金供給や各企業が抱える課題を解決していく金融サービスの提供など、信用金庫ならではの地域との情報ネットワークや中央機関を中心とした外部組織を生かした活動が信用金庫の独自性の発揮に結びつくと考えて行動しています。

#### (3) 中小企業金融の更なる円滑化

中小企業の経営環境が一段と厳しさを増す中、より一層適切かつ積極的な資金提供を通じて、「中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし」を防止し、地域への貢献に努めています。

### ■ 経営支援に関するご相談窓口について

当金庫は、信用金庫法の理念に基づき、従来より地域金融の円滑化に努めており、当金庫では引き続き、取引先からの貸出条件の変更等の要請には、金融円滑化法終了後も真摯に対応し、中小企業の実態に即した経営支援に取り組み所存であります。

#### ○お問い合わせ総合窓口

審査管理部 企業支援課 Tel 0884-22-1226  
受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除きます）

#### ○苦情相談窓口

総務部 Tel 0884-22-1226  
受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除きます）

## 中小企業の経営の改善への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容をふまえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

### ■ 経営者保証に関する取組方針について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

### ■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	82 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.38%
保証契約を解除した件数	0 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件

# 地域密着型金融への取組み

## 地域密着型金融推進計画の取組み状況について

重点項目と具体的な取組み内容

### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

#### (1)創業・新事業支援

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業診断士、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、徳島県信用保証協会等の外部専門家、外部団体との連携強化</li> <li>阿南市、阿南商工会議所のほか、地域活性化に係る各種団体とのネットワークに積極的に参画し、情報交流、協働事業に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専属の中小企業診断士や中小企業基盤整備機構と連携し、創業や新事業に関する相談業務に個別具体的に対応</li> <li>日本政策金融公庫や徳島県信用保証協会、商工中金徳島支店と金融支援の分野において連携を深め、お客様の多様な資金ニーズに対応できる体制を整えている</li> <li>阿南市との企業誘致連携協定に基づき、新たな企業誘致に関する情報交換を継続</li> </ul>

#### (2)経営相談、支援機能の強化

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様への定期的な訪問によるモニタリングを通じて業況や資金繰り、財務内容、今後の見通し等実態把握を徹底し、適切な対応策を講じる</li> <li>外部専門スタッフである中小企業診断士、税理士、弁護士等の協力を得ながら、業務部企業支援課の機能充実を図り、きめ細かなコンサルティング機能の充実・強化</li> <li>経営改善が必要な先については、本部と支店が連携し、お客様と一体となって早期再生に取り組むと共に、経営改善のための具体的な指導・アドバイスを実施</li> <li>企業向けセミナーの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務分析や定期的な訪問に基づいた信用格付けやモニタリングにより、実態把握を実施。特に大口と信先については定期的に取組方針検討会議を実施し対応策を講じている</li> <li>中小企業診断士による経営相談に加え、企業推進グループによる顧客及び営業店支援が可能となり、より質の高い経営支援体制を整えている</li> <li>ビジネスマッチング支援150件（うち商談成立38件）</li> <li>補助金支援13件申請（うち2件採択）</li> <li>専門家派遣支援51先(派遣回数82回)</li> <li>創業支援実績3先</li> <li>知財活用支援実績3先</li> <li>脱炭素セミナー、企業見学会、ワークショップを徳島県等と共催</li> </ul>

#### (3)事業再生支援

具体的な取組	実施内容						
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業再生支援協議会で発表される事例等を参考に再生機能強化を図る</li> <li>経営改善が必要な先については、本部と支店が連携し、お客様と一体となって早期再生に取り組むと共に、経営改善のための具体的な指導・アドバイスを実施</li> <li>大口先を主体に重点管理先を選定、営業店と本部が情報を共有しリスク管理を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県中小企業再生支援機構との連携による経営改善計画の策定及びモニタリングの実施</li> <li>外部コンサルタントと連携した財務体質改善の実施</li> <li>2024年度の特別重点管理先、重点管理先、準重点管理先             <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>特別重点管理先</td> <td>3先</td> </tr> <tr> <td>重点管理先</td> <td>11先</td> </tr> <tr> <td>準重点管理先</td> <td>18先</td> </tr> </table> </li> </ul>	特別重点管理先	3先	重点管理先	11先	準重点管理先	18先
特別重点管理先	3先						
重点管理先	11先						
準重点管理先	18先						

#### (4)事業継承支援

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基盤整備機構等の外部専門機関とノウハウを共有し、当金庫取引先企業の事業承継に関する支援に取り組む</li> <li>M &amp; A等支援に対しては、信金キャピタル㈱および、事業承継引継ぎ支援センターを活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継3先</li> <li>信金キャピタル㈱および、事業承継引継ぎ支援センターと支援を継続</li> </ul>

### 2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

#### (1)目利き能力の向上、人材の育成

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>経営相談・支援機能は地域金融機関として必要不可欠な能力であるため、企業の将来性・技術力を適確に評価できる能力(目利き力)を兼ね備えた人材の育成に積極的に取り組む             <ul style="list-style-type: none"> <li>全信協、四信協等の研修に積極的に参加</li> <li>階層別・部門別の金庫内研修による人材育成</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用金庫業界の教育機関である全信協・四信協等が主催する研修に積極的に参加し人材育成に努めた</li> <li>中小企業・小規模企業者の様々な経営課題に対応するべくとくしま産業機構が設置した「徳島県よろず支援拠点」と覚書を締結</li> <li>財務分析・業種別の企業分析等の職員向け研修実施多数</li> </ul>

#### (2)不動産担保に過度に依存しない融資への取組み

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>業界スキームである「しんきんMEサポート」(信金中金の動産・債権譲渡担保融資等)の活用等、新たな融資手法のノウハウを蓄積</li> <li>不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法である「動産債権担保融資(Asset Based Lending 以下ABL)」の取組強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先の資金調達方法の多様化への対応、また不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資徹底の具体策として、自動車担保、太陽光発電事業に係る動産譲渡担保、債権譲渡担保および棚卸資産、売掛債権等の流動資産担保の取扱を実施している</li> <li>新たな信用格付け活用による定量・定性情報を重視した融資推進への取組</li> <li>動産・債権評価等ABLに関する総合サポートを行っているツールバーグループホールディングス株式会社と業務提携契約を締結済</li> </ul>

#### (3)資金調達手段の多様化への取組み

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達手段の多様化につながる新たな商品の開発、取扱を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営セーフティ共済の加入推進代理店にエントリーし、取引先の予期せぬ倒産による「連鎖倒産」からお客を守るための資金調達手段の確保に努めている</li> <li>でんさいネットの取扱い開始に伴い、でんさい割引の利用がスムーズに行えるような体制を整えている</li> </ul>

### 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

#### (1)地域の面的再生

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の支援機関等との連携し、持続可能なまちづくりに貢献</li> <li>信金中金、全信協等の中央機関、業界団体ネットワークの活用</li> <li>阿南市等と連携した地域活性化への取組</li> <li>地域商社と連携した地域活性化への取組</li> <li>地域事業者によって設立された一般社団法人の地域活性化事業をサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿南市、阿南商工会議所等の地域ネットワークとの情報交換</li> <li>信金中金などの業界団体との情報交換</li> <li>地域経済活性化のため阿南市への企業誘致の推進を図るべく阿南市と連携強化 (H23.9)</li> <li>徳島県と「とくしま農村漁村(ふるさと)協働パートナー」を締結 (H24.7)</li> <li>ふなごころ阿南まちづくり協議会に参画(H29.4)</li> <li>阿南市における脱炭素社会の実現に向けた連携に関する協定を締結 (R6.5)</li> </ul>

#### (2)地域活性化につながる多様なサービスの提供

具体的な取組	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官連携による地域産業活性化支援</li> <li>金融教育の普及</li> <li>徳島金融教育支援連絡会との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島金融教育支援連絡会が開催した夏休み親子体験学習「楽しく学べるお金入門」をサポートし、金融教育の普及に貢献</li> <li>その他地域活性化に向けた取組みとして「アドプトネットワーク那賀川(河川清掃ボランティア活動)」参加</li> </ul>

中小企業の経営の改善等への取組み

# 総代会機能について

## 総代会制度とは

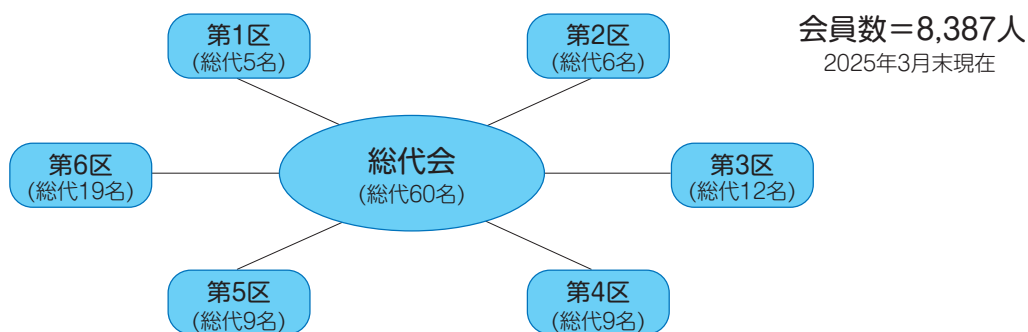
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は難しいことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

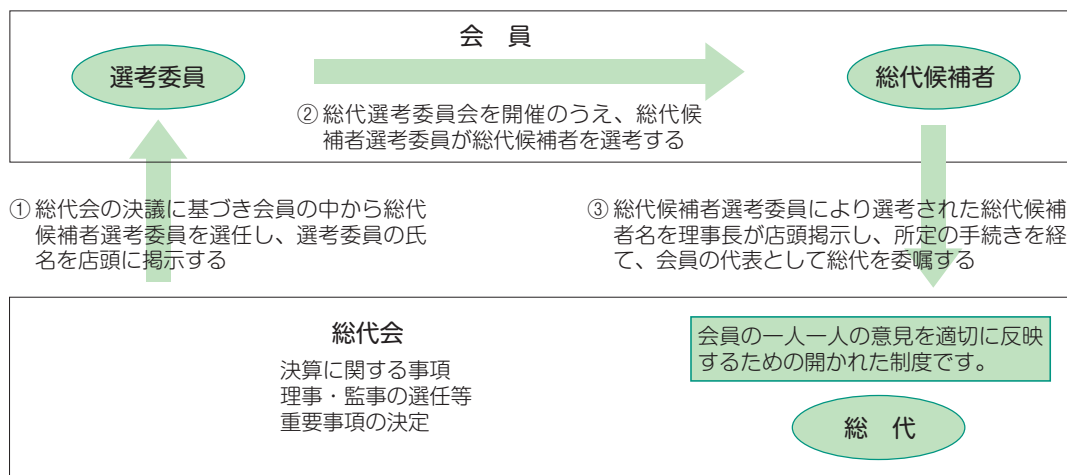
## 総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



当金庫の地区を6区の選任区域に分け、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

## 総代とその選任方法



### (1) 総代の任期・定数

- ◆ 総代の任期は2年です。
- ◆ 総代の定数は、60人以上80人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。  
なお、2025年3月末現在の会員数は8,387人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役目を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

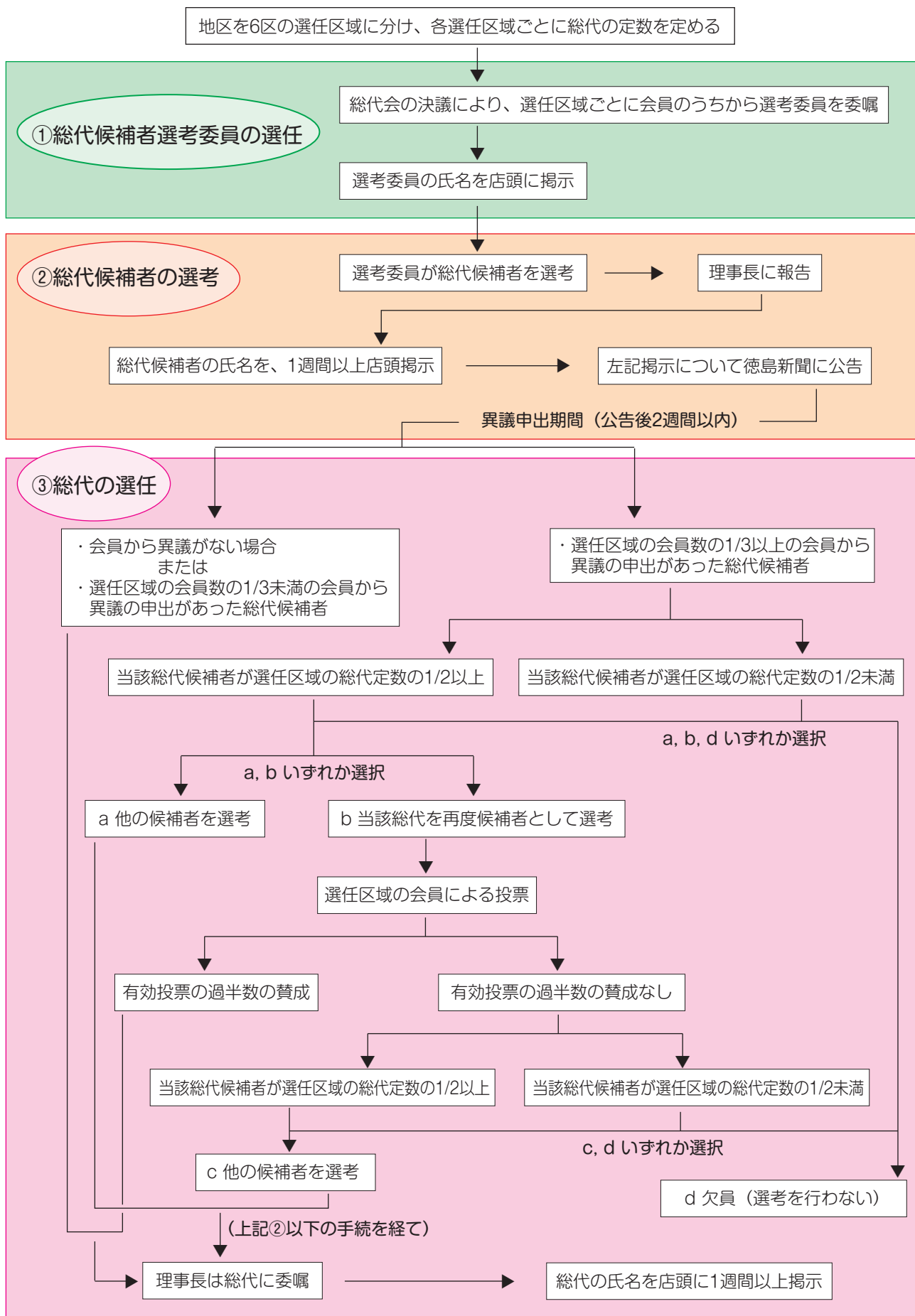
#### (注) 総代候補者選考基準

- (資格要件) ① 当金庫の会員であること。
- (適格要件) ① 総代としてふさわしい見識を有している者。  
② 良識を持って正しい判断ができる者。  
③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者。

※なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

# 総代会機能について

## ■ 総代が選任されるまでの手続きについて



業務運営

# 総代会機能について

## 直近の総代会

2025年6月27日 第77期通常総代会を開催し、次のとおり報告ならびに承認決議いたしました。  
(報告事項)

第77期(2024年度)業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容の報告の件  
監事監査結果報告の件

(決議事項)

1. 第77期(2024年度)剰余金処分案承認の件
2. 会員の除名に関する件
3. 定款一部変更の件
4. 理事選任の件
5. 監事選任の件
6. 退任役員に対する退任慰労金贈呈の件

## 総代会風景



## 総代の氏名等

選任区域		氏名 (敬称略、50音順)		
第1区	富岡町	阿井 慶太 (6)	柴山 郁子 (10)	山本 史夫 (6)
		小牧 恵子 (10)	新居 正司 (9)	
第2区	領家町、出来町、向原町、原ヶ崎町 黒津地町、福村町、豊益町、辰巳町 学原町、日開野町、七見町、住吉町 西路見町、畷町	伊藤 次男 (15)	表原 かほる (9)	
		岩浅 睦生 (6)	四宮 正美 (11)	
		大津 守寛 (6)	福島 孝幸 (12)	
第3区	見能林町、中林町、津乃峰町 大瀧町、才見町	青木 孝憲 (10)	田中 勇一 (10)	横手 昭明 (10)
		岡 和海 (10)	坪光 良直 (10)	渡辺 悦子 (10)
		岡 善秀 (12)	坪林 明典 (5)	
		岡下 琢 (5)	前田 義博 (14)	
第4区	橘町、福井町、桑野地区 新野町、椿町、椿泊町 伊島町、海部郡	尾崎 正博 (9)	益田 久 (6)	
		乾 笑子 (10)	坂田 敏郎 (6)	谷 信一郎 (2)
		大上 善弘 (2)	島村 敏明 (6)	中川 勝睦 (17)
		木本 裕之 (14)	新野 哲朗 (15)	西内 三千年 (12)
第5区	横見町、柳島町、宝田町 長生町、上中町、大野地区 加茂谷地区	賀上 尊夫 (13)	佐竹 敏之 (1)	棚瀧 克彦 (11)
		笠原 康弘 (2)	立田 寿子 (1)	萩野 敏則 (13)
		川田 貴代 (10)	田中 明典 (13)	林 初音 (10)
第6区	羽ノ浦町、那賀川町 小松島市、徳島市、鳴門市 那賀郡、勝浦郡、名東郡 名西郡石井町 板野郡(但し上板町を除く) 一円	安達 寿和 (1)	中田 重利 (11)	橋本 孝亮 (1)
		岩佐 宗幸 (6)	中田 稔 (2)	福住 敏一 (11)
		梅田 正弘 (12)	中西 実千代 (9)	藤坂 秀則 (3)
		川田 隆夫 (5)	中野 聰一郎 (18)	松山 光男 (16)
		鈴木 幹也 (6)	新居 健一 (3)	米澤 正 (4)
		鈴木 琢也 (2)	西野 洋一 (9)	
泰地 孝志 (5)	延 隆久 (2)			

(氏名の後ろの数字は総代の就任回数です。)

## 総代の属性等別構成比

●職業別 (単位: %)

職業	構成比
法人・法人代表者	56.6
個人事業主	15.0
個人	28.3

●年代別 (単位: %)

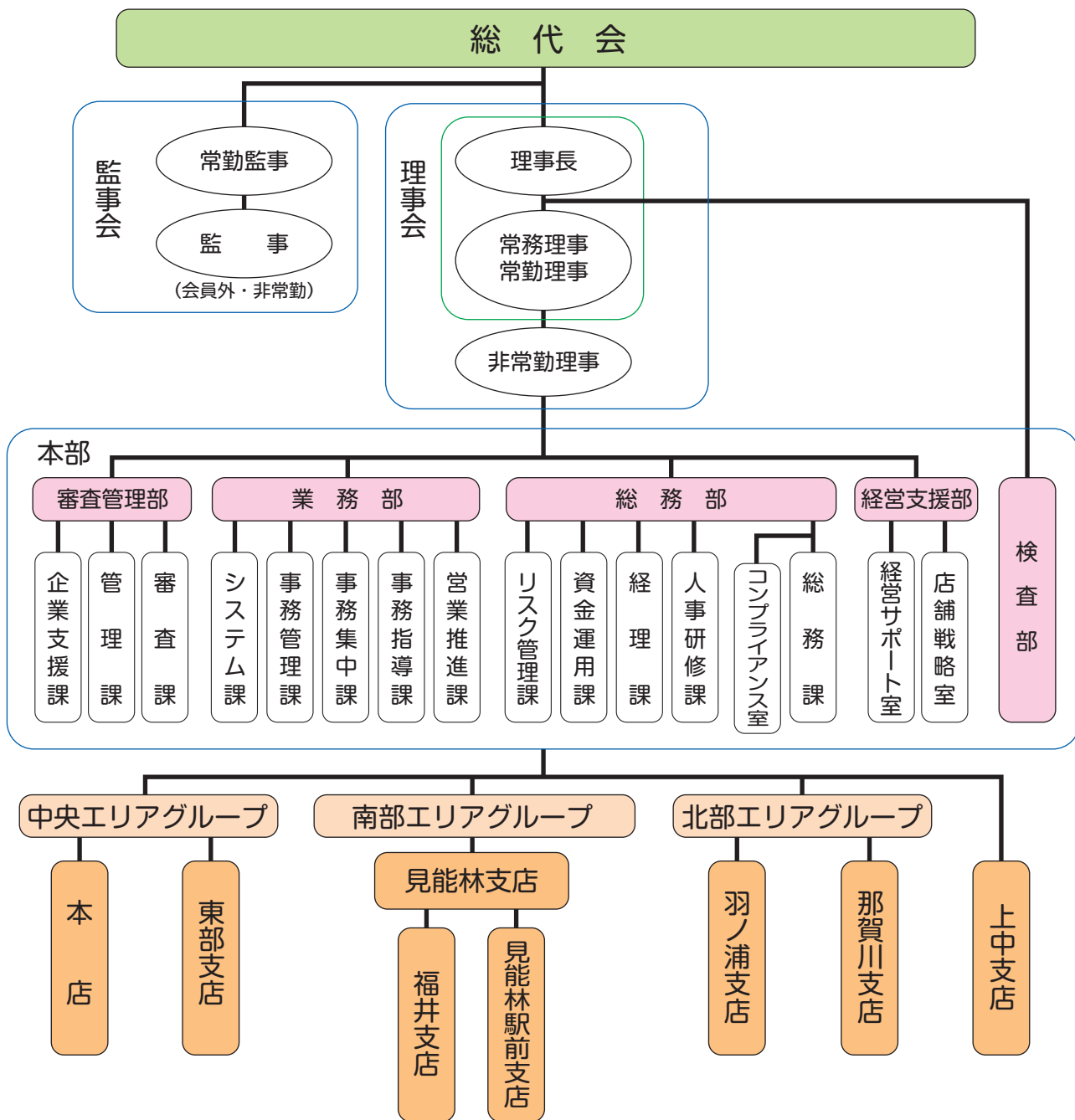
年代	構成比
30代	0.0
40代	5.0
50代	25.0
60代	21.6
70代	48.3

●業種別 (単位: %)

業種	構成比
製造業	23.2
農業・林業	4.6
漁業	2.3
建設業	11.6
運輸業・郵便業	9.3
卸売業	4.6
小売業	4.6
金融業・保険業	2.3
不動産業	9.3
学術研究・専門・技術サービス業	2.3
宿泊業	2.3
飲食業	9.3
医療・福祉	4.6
その他のサービス	9.3

(注)業種別の構成比は法人・法人代表者および個人事業主に限ります。

■組織図



業務運営

■役員一覧

(2025年7月末現在)

会長	佐竹義治	常勤監事	野口一郎
理事長	手束東	員外監事	谷本 章
常務理事	武田 祥		
常勤理事	篠原 浩		
常勤理事	佐々木 良		
理事※	岡下 清一郎		
理事※	平野 惣吉		
理事※	萩野 敏		
理事※	鈴木 琢也		



羽ノ浦町古毛

※…信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事

# 主要な業務内容

## ■金庫の主要な事業の内容

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証または手形の引受け
  - (2) 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
  - (6) 短期社債等の取得または譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理

信金中央金庫	一般社団法人しんきん保証基金	公益財団法人不動産流通推進センター
株式会社日本政策金融公庫	株式会社商工組合中央金庫	株式会社日本政策投資銀行
独立行政法人福祉医療機構	年金積立金管理運用独立行政法人	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
    - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
  - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (11) 振替業
  - (12) 両替
  - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く）
  - (14) 金融等デリバティブ取引（（5）および（13）に掲げる業務に該当するものを除く。）
  - (15) 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が（5）の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。（（2）の業務に該当するものを除く。）
  - (16) 金の取扱い
  - (17) 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）  
株式会社 りそな銀行
  - (18) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記（4）により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
  - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。）
  - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子記録債権記録業に係る業務
  - (5) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

# 主要な業務内容

## 金庫の業務のご案内

信用金庫は地域の中小企業や住民の皆様のための会員制度による協同組織の地域金融機関です。

当金庫は地元の中企業や個人の皆様に円滑また迅速な金融情報サービスを提供するため小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しております。また、地域の皆様のニーズにお応えすべく商品性、サービス内容の充実に日々努めております。

### ● 預金業務（ご預金）

当金庫では、用途に合わせた預金商品をご案内して地域のおお客様の着実な資産づくりをお手伝いし、地域金融機関としてお客様とのつながりを大切にする金融機関を目指してまいります。

### ● 融資業務（ご融資）

当金庫では単に資金を提供するだけではなく経営面、ネットワーク、補助金などをはじめとする総合的な支援に全力で取り組みました。

これからも地域金融機関として支援体制を充実させ「地域になくてはならない金融機関」を目指してまいります。

### ● 為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取立等を取扱っており、数多くのお客様にご利用いただいております。信用金庫の店舗は全国に約7,064店舗、CD・ATMは約1.7万台設置しています。信用金庫のキャッシュカードなら、全国どこ信用金庫でも入出金ができ、しかも平日・土曜日のご利用手数料が無料です。

また、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して振込がご利用いただけるサービスも取扱っております。

### ● 付随業務

- 【代理業務】 ○日本銀行蔵入代理店 ○地方公共団体の収納金取扱業務
- 日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ○保護預かりおよび貸金庫業務等
- 【債務の保証】 【公共債の引受】 【国債の窓販業務】 等

### ● 事業支援

当金庫では専門家を派遣を中心とした事業支援に取り組んでいます。お客様の様々な課題に対応できるよう専門性の高い士業等と連携し、事業者の収益向上・課題解決を目指して二人三脚でサポートしています。

### ● 相談業務

相続や資産形成、老後の不安等、様々な人生の悩みについてのご相談に、各種専門家（税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、フィナンシャルプランナー等）と連携しワンストップでお応えしております。

## 各種サービス

証 券 業 務	利付国債をはじめ、個人向け国債など、各種国債のご購入ができます。また国債の販売の他、利金のお支払い等もお取り扱いしております。
年 金 受 給 者 向 け サ ー ビ ス	年金を当金庫でお受け取りの方は、金利上乘せ定期預金「年金プレミアム定期」をはじめ各種の優待サービスが受けられます。また、年金友の会では定期的に観劇ツアー等を実施し、ご好評をいただいております。また年金振込をご契約されたお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。 (ただし、月5回まで、時間外でのご利用の場合は一部のみキャッシュバックになります。)
給 与 振 込	給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。これにより安全なことはいうまでもなく、確実にムダのない財産づくりが可能です。また、給与振込をご契約されたお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。 (ただし、月5回まで、時間外でのご利用の場合は一部のみキャッシュバックになります。)
自 動 支 払	電気料・電話料・水道料などの公共料金や各種料金などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするシステムです。
自 動 受 取	厚生年金・国民年金・共済組合年金・株式配当金などがお受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。入金された日から利息がつきますから、便利でおトクです。
定 額 自 動 送 金	毎月ご指定の預金口座から一定日に一定額を自動的に引き落とし、指定口座へ振込みます。家賃の振込や学資の仕送りなどに便利です。
でんさいネット	事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的とし、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権です。支払いに関する面倒な事務負担の軽減、手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化等、業務の効率化が図れます。またペーパーレスですので紛失や盗難の心配もなくなります。
「しんきん通帳」アプリ	スマートフォン専用アプリから、口座の残高、入出金明細をいつでも確認できます。また、通帳アプリ機能をご利用いただくことで、紙媒体の通帳が不要となります。
インターネットバンキング サ ー ビ ス	お振込み及び、残高の照会、入出金明細の照会がパソコンやスマートフォンから簡単に行えます。 (ただし、ご利用にあたっては営業店へのお申込みが必要です。)
四国しんきんカード (VISAカード)	海外だっておでのもの! 買い物も食事も加盟店ならサインひとつでお支払いができ、急に現金が必要なときは「キャッシングサービス」が受けられます。
キャッシュサービス	阿南信用金庫の本店・支店はもちろん全国の信用金庫・銀行、JAバンク、特定のコンビニ等のATMでお引き出しができます。当金庫では店舗外でもATMを備え、お客様の利便性を図っております。

## 商品・サービスのご案内

### 預金商品

「ためる」「ふやす」「支払う」など、お客様のニーズにお応えするため各種商品をお取り扱いしています。

商品名	内 容	期 間	金 額	預金保険制度
当 座 預 金	ご商売に欠かせない預金です。代金の決済に安全で便利な手形や小切手をご利用下さい。	自 由	1円以上	預金保険制度 全額保護されます。  —金融機関一人当たり元本一、〇〇〇万円とその利息等が保護されます。
無利息型普通預金	お財布、家計簿代わりに便利です。キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関でご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。			
普 通 預 金	ただし、無利息型普通預金にはお利息はつきません。			
総 合 口 座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットし、預ける・貯める・受け取る・支払う・借りる・引き出す・お買い物の7つの機能をドッキングさせた便利な口座です。	(普通預金部分) 自 由	1円以上	
	普通預金の残高が不足のときは、定期預金の90%以内、300万円まで自動融資が受けられいざというときも安心です。また、キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関でご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。	(定期預金部分) 3ヵ月以上 5年以下 ※自動継続	1万円以上	
貯 蓄 預 金	個人の方を対象とした出し入れ自由な預金です。基準残高を超えれば定期預金なみの金利がつき、お預け入れ残高に応じて5段階の金利を設定しております。	自 由	基準残高 10万円	
通 知 預 金	まとまった資金の短期での運用に最適な預金です。	7日以上	1万円以上	
納 税 準 備 預 金	納税に備える預金です。	自由 (納税のみ)	1円以上	
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	金融市場の動向に応じて、当金庫が金利を決定します。1,000万円以上の資金を安全確実に運用するには最適な定期預金です。	1か月～5年	1,000万円 以 上	
自由金利型定期預金 (スーパー定期預金)	金融市場の動向に応じて、当金庫が金利を決定します。まとまった資金を効率よく運用するには最適な定期預金です。	1か月超5年未満 の期日指定も 可能です	500円以上	
期日指定定期預金	1年複利の高利回りの定期預金です。1年経過後は一部支払もできます。預入は個人の方に限ります。	最長3年	500円以上 (上限300万円未満)	
変動金利定期預金	預入日から6か月ごとに、その時点での利率に変動する定期預金です。個人の方のみ半年複利が選択できます。	3 年	500円以上	
積 立 定 期 預 金	あらかじめ指定していただいた積立期間中は一定ないし任意の金額をいつでも何回でも預入ができ、計画的に貯蓄ができる有利な定期預金です。(1回の預入金額は500円以上300万円未満)	1年～5年	1回当たり 500円以上 300万円未満	
一 般 財 形 預 金	お勤めの方の毎月の給与やボーナスから、一定額を天引きして有利に積立てる預金です。目的は自由です。	3年以上	1,000円以上	
財 形 年 金 預 金	個人年金づくりを貯蓄目的とした財形預金です。財形住宅預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	5年以上	1,000円以上	
財 形 住 宅 預 金	持ち家として住宅取得資金づくりを貯蓄目的とした財形預金です。財形年金預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	5年以上	1,000円以上	
スーパ一定期積金	目標を定めて毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。毎月、ご家庭や職場に集金に、もしくは掛込み(入金)に便利な、口座振替もご利用いただけます。	3年～10年	1,000円以上 整数倍	

お客様のご預金の保護について、詳しくは23ページをご覧ください。

上記預金商品はすべて預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度についての詳細は当金庫の窓口または、預金保険機構 (tel: 03-6262-5945) までお問い合わせ下さい。

# 商品・サービスのご案内

## 融資商品

地域に根ざした金融機関として個人のお客様の資金需要にお応えし、豊かな暮らしづくりのお手伝いをしています。

商品名	内容	期間	金額
割引手形	商業手形の割引をいたします。	融資金額や期間については、営業店の担当者にご相談下さい。	
手形貸付	さまざまな短期運転資金をご融資いたします。		
証書貸付	長期の設備資金・運転資金にご利用ください。		
事業者カードローン	資金が必要な時、ご契約の範囲内で反復利用できます。		
代理業務	信金中央金庫・住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等のご融資を取扱っております。		
創業サポートローン	創業・起業に伴う設備資金および運転資金にご利用ください	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	2,000万円以内
しんきん住宅ローン (しんきん保証基金、全国保証(特付))	居住を目的とする不動産(土地・建物(中古住宅を含む))の取得、または新築・増改築に要する資金にご利用いただけます。 親から子へ返済を継承していく親子リレーローンもご利用いただけます。信用金庫団体信用生命保険を付保しますので償還期間中に死亡・高度障害になった場合でも安心です。 また、8大疾病補償の取り扱いもしております。	50年以内	2億円以内
無担保住宅ローンPure (しんきん保証基金付)	自宅の購入資金、住宅ローンの借換等の住宅資金全般に無担保・固定金利でご利用いただけます。	20年以内	1,000万円以内
リフォームプラン (しんきん保証基金付)	家屋のリフォーム費用にご利用下さい。また、家屋のリフォームと併せれば、既存融資の借換、他行住宅ローンの借換も可能です。 ※空き家解体資金500万円以内	15年以内	1,000万円以内
カーライフプラン (しんきん保証基金付)	マイカーの購入・車検・修理資金のほか運転免許証の取得にご利用ください。	15年以内	1,000万円以内
教育プラン (しんきん保証基金付)	大学院・大学・短大・専門学校・専修学校に入学または在学の方の授業料・下宿代など就学にかかる資金としてご利用ください。	16年以内	1,000万円以内
個人ローン (しんきん保証基金付)	お使い道自由(事業資金は除く)。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	500万円以内
シニアライフローン (しんきん保証基金付)	公的年金受給者で、当金庫に年金受取口座を指定して下さっている方を対象にお使い道自由(事業資金、投機的資金等は除く)。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	100万円以内
福祉プラン (しんきん保証基金付)	申込人のご親族のための ①介護用機器の購入・設置費用 ②老人ホーム入居一時金(退去時に返還されるものも含む)にご利用下さい。	10年以内	500万円以内
しんきんフリーローン (しんきん保証基金付)	お使い道自由(事業資金・おまとめ資金にもご利用可能)。 ※投機的な性格の資金は除く	10年以内	500万円以内
あんしんフリーローン (特ドコモ・ファイナンス付)	お使い道自由(事業資金は除く)。 暮らしに必要な資金や借換にご利用ください。	10年以内	10万円以上 1,000万円以内
フリーローン クイックひかり (特クレディーセゾン保証付)	お使い道自由(事業性の資金や肩代わり資金にもご利用可能)。 必要に応じてご利用ください。	7年以内	10万円以上 300万円以内
きゃっするフリーローン (信金ギャランティー(特付))	お使い道自由(事業資金も可)。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	10万円以上 500万円以内 (10万円単位) ただし、専業主婦の方は50万円を限度とさせていただきます。
住宅サポートローン ワイド	当金庫の受託ローン(有担保)をご契約中で、最終返済時年齢が満80歳以下の方を対象に健康で文化的な生活を営むための資金としてご利用いただけます。	20年以内	500万円以内
教育カードローン (しんきん保証基金付)	保育園～大学院(予備校、専門学校含む)への納付金および就学にかかる付帯費用にご利用下さい。 なお、在学期間中は利息のみのお支払いとなっております。	当座貸越期間中 5年以内 証書貸付に切替後 10年以内	50万円以上 500万円以内 (10万円単位)
しんきんカードローン	お使い道自由(事業資金は除く)。 カード1枚でいつでもスピーディにご用立ていたします。	3年	10万円以上 100万円以内
きゃっするカードローン (信金ギャランティー(特付))	お使い道自由(事業資金も可)。 カード1枚でいつでもスピーディにご用立ていたします。	3年毎 自動更新	50万円以上 500万円以内 (10万円単位) ただし、専業主婦の方は50万円を限度とさせていただきます。

業務のご案内

### 金融商品利用についての留意事項

それぞれの商品のご利用につきましては、その商品の内容及規定、現在のご利用額などをご確認いただき、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

# 手数料一覧

※手数料には消費税等を含みます。(2025年7月1日現在)

## 振込手数料

### ●窓口をご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	220円	440円
本支店宛	330円	550円
他行宛	文書扱い	660円
	電信扱い	660円
		880円

### ●自動振込およびATMをご利用の場合

#### ATM振込（カード扱）および自動振込をご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	無料	110円
本支店宛	110円	220円
他行宛	330円	440円

#### ATM振込（現金扱）をご利用の場合 ※現金振込が可能なATMに限ります。

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	110円	220円
本支店宛	220円	330円
他行宛	440円	550円

#### ATMご利用の場合

土曜日14:00以降および日曜・祝日については終日、上記振込手数料の他にATM時間外手数料110円を申し受けます。

### ●取立手数料

支払場所	当庫	代金取立	
		入金小切手等取立	
支払場所	同一店内	無料	無料
		本支店間	440円
	他行	電子交換所	440円
		個別取立 (電子交換不能なもの)	1,100円

### ●特殊扱い手数料

振込組戻し料	660円
取立手形組戻し料	660円
不渡り手形返却料	660円
取立手形店頭呈示料	660円

ただし、660円を超える実費を要する場合は、その実費額といたします。

### ●その他の手数料

取引証明書発行手数料	550円
取引履歴照会手数料	550~2,200円
保護預り手数料	1,320円
貸金庫A (高7.6 幅29.3 奥行58cm) 利用料 (年額)	6,600円
貸金庫B (高15.2 幅29.3 奥行58cm) 利用料 (年額)	13,200円

### ●その他手数料

#### ●手形・小切手関係手数料

小切手帳	660円
手形帳	440円
自己宛小切手発行手数料	550円
マル専手形発行手数料	550円
マル専当座発行手数料	3,300円

#### ●発行・再発行手数料

通帳・証書再発行	550円
キャッシュカード再発行	550円
その他のカード再発行	550円
ローンカード発行手数料	1,100円
事業者カード発行手数料	1,100円
ドリームカード発行手数料	1,100円

#### ●発行・再発行手数料

窓口発行	1100円
郵送(自動発行)	550円
お客様指定書式	2200円
特殊扱い(英文等)	2200円

## でんさいネットサービス手数料

種類	手数料 (インターネット利用)	手数料 (窓口利用)
月額基本手数料	無料	無料
発生記録(債務者請求方式)	220円	1,100円
発生記録(債権者請求方式)	220円	1,100円
譲渡記録	220円	1,100円
分割譲渡記録(割引含む)	220円	1,100円
保証記録	220円	1,100円
変更記録	220円	2,200円
支払等記録	220円	1,100円
口座間決済	無料	無料
各種取引	220円	220円
口座間決済取消	220円	220円
各記録承諾	無料	無料
支払不能情報照会	-	3,300円
開示	無料	3,300円
指定許可登録	無料	無料
残高証明書(定例発行方式)	-	1,500円
残高証明書(都度発行方式)	-	4,400円

## 融資関係手数料

不動産担保 取扱手数料	・(根) 抵当権設定	設定額 10百万円未満	11,000円
	・(根) 抵当権追加設定	設定額 10百万円以上	33,000円
	・根抵当権極度増額	50百万円未満	55,000円
	・根抵当権譲受	50百万円以上	33,000円
	・債務者追加設定		33,000円
	・順位変更		22,000円
動産譲渡担保 取扱手数料	・一部抹消、譲渡		22,000円
	・その他変更登記		22,000円
	・設定(※融資額=被担保債権の額)	融資額 10百万円未満	11,000円
		融資額 10百万円以上 30百万円未満	22,000円
融資額 30百万円以上		33,000円	
債権譲渡担保 取扱手数料	・延長登記		22,000円
	・一部抹消登記、解除		22,000円
	・設定(※融資額=被担保債権の額)	融資額 10百万円未満	11,000円
		融資額 10百万円以上 30百万円未満	22,000円
融資額 30百万円以上		33,000円	
融資条件変更手数料	・延長登記		22,000円
	・一部抹消登記、解除		22,000円
	・融資期限の延長	1件(1契約ごと)につき	11,000円
		元金返済猶予	
	・返済方法の変更		
	・保証人の変更方法		
	・一部繰上返済		
	・全額繰上返済(違約金を徴求するものを除く)		
	・繰上返済手数料(一部、全部) (NEW住マイる)	変動金利期間中(一部、全部)	5,500円
	・繰上返済手数料 (NEW住マイるa)	固定金利期間中(一部)	33,000円
返済額 10百万円未満		33,000円	
返済額 10百万円以上 20百万円未満		44,000円	
・固定金利期間選択時	返済額 20百万円以上	55,000円	
住宅ローン事務取扱手数料	1件(1契約ごと)につき	5,500円	
融資証明書発行手数料	1通につき	55,000円	
		11,000円	

# 手数料一覧

## ■両替手数料

### ●両替（紙幣・硬貨）手数料

1枚～50枚	無料
51枚～100枚	220円
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	1,100円
2,001枚～3,000枚	1,650円
1,001枚以上については1,000枚ごとに550円を加算	

※枚数は、持込・受取枚数のいずれか多い方とさせていただきます。

## ■硬貨精査手数料

### ●硬貨精査手数料

1枚～100枚	無料
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	1,100円
2,001枚～3,000枚	1,650円
3,001枚～4,000枚	2,200円
1,001枚以上については1,000枚ごとに550円を加算	

※枚数は、入金・出金枚数のいずれか多い方とさせていただきます。

## ■インターネットバンキング利用

### ●法人でご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	無料	無料
本支店宛	無料	無料
他行宛	215円	275円

### ●個人でご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	無料	無料
本支店宛	無料	無料
他行宛	215円	275円

## ■法人インターネットバンキング手数料

オンラインサービスのみ (照会・資金移動・収納サービス)	キャンペーン中につき 無料 (通常1,100円/月)
オンラインサービス +ファイル伝送サービス (照会・資金移動・収納サービス・ 総合振込・給与振込・預金口座振替)	キャンペーン中につき 無料 (通常2,200円/月)

## ■補助金コンサルティング手数料

コンサルティング手数料 (補助金が採択された場合)	交付金額×10% (上限・下限報酬あり)
------------------------------	-------------------------

※本業務の対象となる「補助金」とは、  
国・県・市町が実施する「事業」を支援する資金であります。

## ■CD・ATM利用手数料

ご利用カード	お取引	平日		土曜日		日曜日・祝日 終日
		18:00まで	18:00以降	14:00まで	14:00以降	
1 当金庫のカード または 四国地区内提携金庫カード	入金	無料	無料	無料	無料	無料
	出金					
2 他の信用金庫のカード	入金	無料	110円	無料	110円	110円
	出金					
3 第二地方銀行・信用組合 労働金庫のカード	入金	110円	220円	110円	110円	110円
	出金				220円	220円
4 都市銀行・地方銀行 農業共同組合のカード	出金	110円	220円	110円	220円	220円
	入金	110円	220円	-	-	-
出金	110円			220円	220円	

※ 他金庫・他行カードをご利用の場合、上記稼働時間内であっても定型金融機関の定めにより、ご利用できない場合があります。  
 ※ 特定のキャッシュコーナーは、上記と異なる場合がありますので取引店におたずね下さい。なお、各コーナーの稼働時間につきましては24ページをご覧ください。  
 ※ 給与または年金振込を当金庫でご契約いただいているお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。  
 (ただし、月5回まで。時間外でのご利用の場合は一部のみキャッシュバックになります。)

業務のご案内



大湊埠頭

# ご預金の保護・キャッシュカード被害補償

## ■お客様のご預金の保護について

お客様のご預金は預金保険制度によって一定額まで保護されております。預金保険制度とは、金融機関が破綻等により預金の払出しができなくなった場合などに、預金者を保護し、信用秩序の維持に資することを目的として、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が行う保険制度です。

預金保険の対象と、保護の範囲は次のとおりです。

預金等の分類		保護の範囲
対象預金 預金 保険 の 等	決済用預金 (注1)	当座預金・ 利息の付かない普通預金等
	一般預金等 (注2)	利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・ 元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等
預金保険の 対象外預金等	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒット など)、金融債(保護預り専用商品以外のもの) 等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)

- (注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。  
当金庫では、お客様に一層のご安心をいただくため、無利息型の普通預金(決済用預金)を取扱っております。
- (注2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。  
※ 金融機関が合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って保護される預金等の範囲は預金者1人あたり「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」とその利息等となります。  
この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特例措置とされています。

## ■偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

当金庫では、偽造・盗難等によってお客様の大切なご預金が不正に引き出された場合、次の基準で補償させていただきます。

### 偽造キャッシュカード被害に遭われた場合

- お客様に重大な過失がなかった場合  
原則として被害額の全額を補償させていただきます。
- お客様に重大な過失があった場合  
被害額は補償いたしかねる場合があります。

補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

### 盗難キャッシュカード被害に遭われた場合

- お客様に重大な過失がなかった場合  
原則として被害額の全額を補償させていただきます。
- お客様に過失(重大な過失以外)があった場合  
原則として被害額の75%を補償させていただきます。
- お客様に重大な過失があった場合  
被害額は補償いたしかねる場合があります。

なお、お客様の「重大な過失」または「過失」となりうるケースは次のとおりです。

- お客様の「重大な過失」となりうる場合
  - ①他人に暗証番号を知らせた場合(※)
  - ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
  - ③他人にキャッシュカードを渡した場合(※)
  - ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められた場合

※病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## ■通帳・キャッシュカード紛失等 緊急時のご連絡先

曜日・時間	連絡先
・平日(店舗営業時間内): 8:45~17:00	お取引店へご連絡ください。 (23ページ店舗一覧をごらんください。)
・平日(店舗営業時間外): 17:00~(翌)8:45	しんきんATM監視センターへご連絡ください。 (電話番号 06-6454-6631)
・土曜、日曜、祝日 : 24時間対応	当金庫ATMコーナーに備え付けの電話機からは、直通でご連絡いただけます。

# 営業地区・店舗分布

## ■ 営業地区



## ■ 店舗分布



(2025年6月末現在)

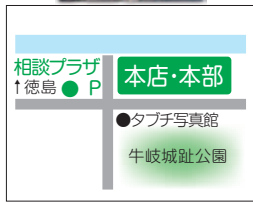
地図位置	店舗名	店舗番号	郵便番号	住所	電話番号
①	本部	-	〒774-0030	阿南市富岡町卜ノ町28番地14	0884 (22) 1226
①	本店	001	〒774-0030	阿南市富岡町卜ノ町28番地14	0884 (22) 1225
②	見能林支店	002	〒774-0021	阿南市津乃峰町長浜471番地5	0884 (27) 0067
③	福井支店	004	〒779-1620	阿南市福井町古津159番地1	0884 (34) 2848
④	羽ノ浦支店	005	〒779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ21番地1	0884 (44) 3618
⑤	東部支店	007	〒774-0005	阿南市向原町天羽畷77番地2	0884 (22) 9600
⑥	見能林駅前支店	008	〒774-0017	阿南市見能林町志んじやく30番地2	0884 (23) 3636
⑦	上中支店	009	〒774-0044	阿南市上中町岡186番地5	0884 (23) 1688
⑧	那賀川支店	010	〒779-1242	阿南市那賀川町赤池139番地3	0884 (42) 2345

業務のご案内

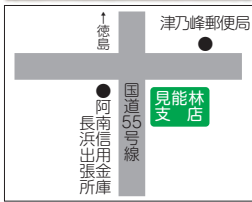


淡島海岸

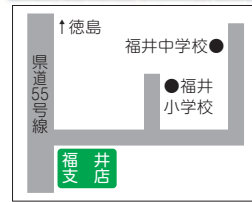
# 店舗・自動機コーナー



①本店・本部



②見能林支店



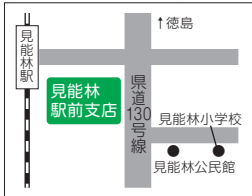
③福井支店



④羽ノ浦支店



⑤東部支店



⑥見能林駅前支店



⑦上中支店



⑧那賀川支店

## ■自動機コーナー (2025年6月末現在)

### ●店舗内キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
当金庫の全店舗に設置しております。	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00

### ●店舗外キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
長浜出張所	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
橘出張所			
樺泊出張所	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00

### ●共同設置キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
阿南市役所	8:45~18:00		
日亜化学工業	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

※共同設置キャッシュコーナーでは、ご入金、お振込み、通帳記帳のサービスはご利用いただけません。

### ●隔日営業を実施する店舗の窓口営業日

(○: 営業日、×: 休業日)

	月	火	水	木	金	土	日
福井支店	×	○	×	○	×	×	×
見能林駅前支店	○	×	○	×	○	×	×

# リスク管理態勢

## ■リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、金融技術の高度化等の進展ともない、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

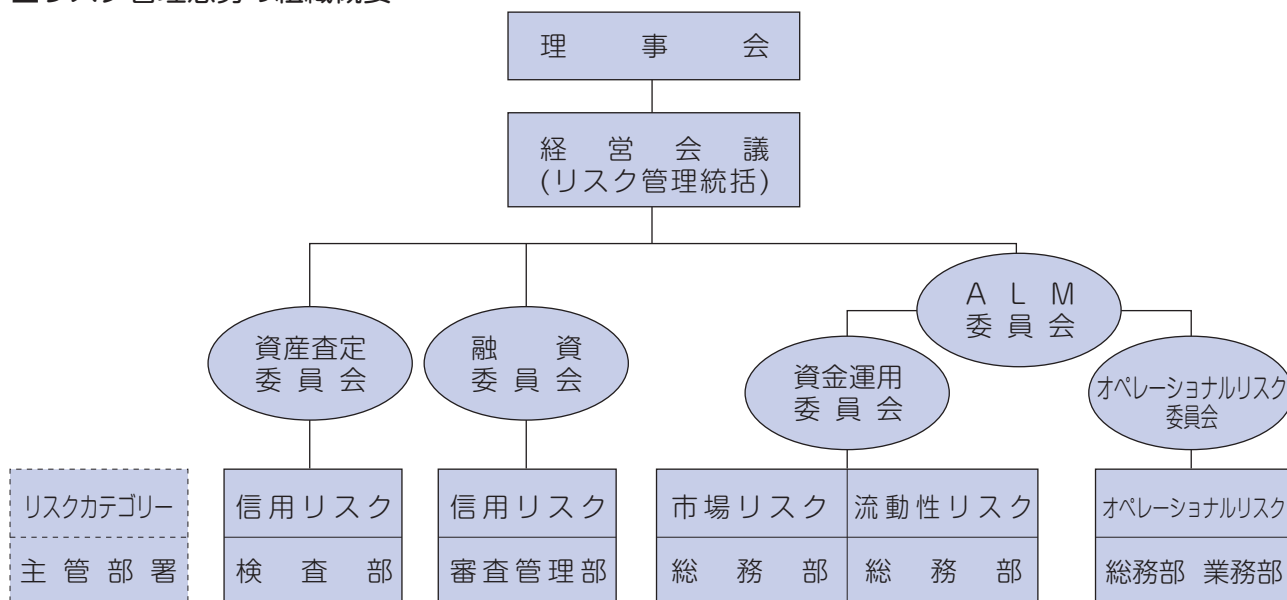
こうした環境下、今後とも継続して地域に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の強化を重点施策として位置づけ、管理すべきリスクをその特性により「コントロールすべきリスク」と「極小化すべきリスク」に大別し管理することとしております。

「コントロールすべきリスク」は信用リスク、市場リスク、流動性リスクとし、リスクの計量化、相互牽制態勢の強化等の管理手法により対応しており、これらのリスクを管理し適正に経営資源を配分することにより収益の確保に努めています。

一方、「極小化すべきリスク」はオペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）とし、権限・事務手続きの明文化、内部検査の強化等により対応しており、これらのリスクを管理することにより当金庫の信頼性の確保を図っています。また、リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針を定め、リスク管理を統括する経営会議とその下部組織としてALM委員会、資産査定委員会、融資委員会の設置によるリスク管理態勢の構築により、各種リスクの分析と確実なリスクの回避による適切な収益の確保に積極的に取り組んでおります。

さらに、多様なリスク資産への分散投資を推進することに伴い、統一的リスク管理の手法を導入し、適切なリスクコントロールを実施しています。具体的には、市場リスク、信用リスクについてリスク量を把握することによって、経営体力（自己資本）の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとしています。

## ■リスク管理態勢の組織概要



<h3>信用リスク</h3> <p>信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。</p>	<h3>市場リスク</h3> <p>市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。</p>	<h3>流動性リスク</h3> <p>流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。</p>	<h3>オペレーショナルリスク</h3> <p>オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事件、事務ミス、災害等から生じる損失に係るリスクのことです。 当金庫では、システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて、重要度の高いリスクとして認識しています。</p>
--	--	---	--

### 用語のご説明

#### ・バーゼルIII

バーゼルIIIはスイスの都市バーゼルにある国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の自己資本比率規制のことをいいます。

具体的には国際的に業務を展開している銀行を対象に自己資本の質と量を見直し、普通株と内部留保などからなる「中核的自己資本（Tier1）」を、投資や融資などの損失を被る恐れがある「リスク資産」に対して、一定割合以上持つように義務づけるものであります。

一方、当金庫を含む国内業務のみを行なう金融機関に対しては、バーゼルIIIで意図されたことの中から、良い部分を取り入れたものを最終的な国内基準（新しい自己資本比率規制）として平成26年3月31日から施行されることとなりました。

具体的にはこれまで通り最低自己資本比率4%という基準を維持しつつ、自己資本の質を強化することを目的とした規制となっています。

27	①自己資本の構成に関する事項
28	②自己資本の充実度に関する事項
29	③信用リスクに関する事項
33	④信用リスク削減手法に関する事項
34	⑤派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
34	⑥証券化エクスポージャーに関する事項
34	⑦出資等エクスポージャーに関する事項
35	⑧オペレーショナル・リスクに関する事項
35	⑨リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
35	⑩金利リスクに関する事項

※連結における開示事項については、対象がないため表示しておりません。

### 用語のご説明

#### ■自己資本比率規制の3つの柱について

自己資本比率規制は、次の3つの柱で構成されています。

##### ・第1の柱

金融機関が保有する信用リスクとオペレーショナル・リスクに対して保有すべき最低所要自己資本比率を定めています。海外拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上あることが求められています。

バーゼルⅢでは、自己資本の質を強化することを目的としており、普通出資金、優先出資金と過去の利益の蓄積である内部留保に限定しています。

##### ・第2の柱

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と監督当局による検証が求められています。

##### ・第3の柱

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各種リスクの管理方法手続きやリスク量・計算手法等について、適切に情報開示することが求められています。

※信用集中リスクとは、与信が特定の業種や貸出先に偏ることによって生じるリスクをいいます。

※当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実を図るとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

# 自己資本の充実の状況等

## ■単体における事業年度の開示事項

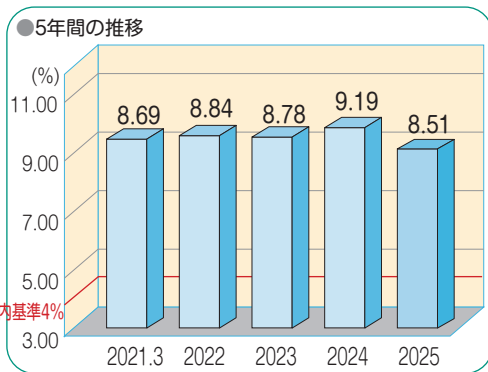
### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2023年度	2024年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,118	4,176
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,162	1,164
うち、利益剰余金の額	3,990	3,047
うち、外部流出予定額 (△)	34	34
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	759	679
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	759	679
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,877	4,855
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	17
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段等	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21	17
自己資本		
自己資本の額 ( (イ) - (ロ) ) (ハ)	5,855	4,838
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	60,740	54,323
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,948	2,476
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等の額の合計額 (ニ)	63,689	56,800
自己資本比率		
自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )	9.19%	8.51%

(注) 1. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。  
 2. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準 (平成18年金融庁告示第21号) に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## ■単体自己資本比率 (国内基準)



### ●自己資本比率

自己資本比率は金融機関の健全性を示す重要な指標で自己資本比率の水準 (自己資本の充実の状況) により経営改善計画の作成等の「早期是正措置」が発動されることがあります。

自己資本比率は金融庁長官が定める基準や算式に基づき算出しますが、国内のみで営業を行う信用金庫の場合、国内基準で4%以上を維持するように定められています。

### ●当金庫の自己資本比率について

今期は利益剰余金の減少により8.51% (前期比▲0.68%) となりましたが、内部留保の充実を図っており、国内で業務を行う金融機関に必要とされる自己資本比率4%を上回る水準を今期も維持しております。

### ●自己資本調達手段の概要

自己資本は、地域のお客さまからお預りしている出資金および当金庫が積み立てている積立金で構成されています。

## 用語のご説明

### ・コア資本

自己資本比率規制の中で使われる概念で、出資金や利益準備金、特別積立金などで構成されています。

# 自己資本の充実の状況等

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額 合計	60,618	2,424	54,323	2,172
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	57,430	2,297	50,014	2,000
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	682	27	670	26
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,765	270	9,229	369
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	2,778	111
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	28,685	1,147	18,360	734
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	4,459	178
トランザクター向け	-	-	205	8
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	10,131	405
自己居住用不動産等向け	-	-	6,430	257
賃貸用不動産向け	-	-	1,050	42
事業用不動産関連向け	-	-	2,590	103
その他不動産関連向け	-	-	59	2
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	1,203	48
3か月以上延滞等	-	-	-	-
延滞等向け	-	-	3,720	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	206	8
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	263	10	241	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	48	1
上記以外	9,494	379	1,741	69
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	556	22	664	26
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	101	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	409	16	-	-
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,187	127	4,307	172
ルックスルー方式	3,187	127	4,307	172
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,948	117	2,476	99
BI	-	-	1,651	66
BIC	-	-	198	7
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	63,567	2,542	56,800	2,272

- (注) 1. 所要自己資本比率=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことであり、  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 当金庫は、基本的な手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。  
 5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
 6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。  
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況等

## (3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

### ●リスク管理の方法および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資委員会を設置し与信ポートフォリオ管理をはじめ信用リスク管理の徹底を図るとともに、貸出審査管理部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を取っております。

信用リスク評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、将来予想される損失については、法令等に基づき厳格な資産の自己査定を実施し、適切な償却・引当を実施するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

### ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

なお、自己資本比率算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があり、当金庫は標準的手法を採用しております。標準的手法は、リスク・ウェイトの判定に適格格付基準の信用評価 (外部格付) の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することとなります。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 格付投資情報センター | 3. S&Pグローバル・レーティング |
| 2. 日本格付研究所    | 4. ムーディーズ・レーティングス  |

## イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ取引 以外のオフ・バランス取引				債 券			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国 内	134,259	132,763	64,487	66,472	34,540	34,979	500	6,753
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	134,259	132,763	64,487	66,472	34,540	34,979	500	6,753
製 造 業	3,731	3,671	2,826	3,064	904	606	-	1,327
農 業、林 業	802	764	802	764	-	-	-	316
漁 業	236	332	236	332	-	-	1	1
鉱業、採石業、砂利採取業	100	100	-	-	100	100	-	-
建 設 業	4,929	5,468	4,426	4,965	502	503	86	842
情 報 通 信 業	954	1,107	182	158	697	900	-	-
運 輸 業、郵 便 業	3,769	3,315	3,512	3,053	257	261	13	63
卸 売 業、小 売 業	3,025	2,939	3,025	2,738	-	201	11	95
金 融、保 険 業	53,975	49,235	6,119	6,124	14,703	13,695	-	-
不 動 産 業	8,543	9,563	7,939	8,961	604	602	50	239
電気、ガス、熱供給、水道業	10,856	10,310	8,430	7,989	2,425	2,320	120	2,080
物 品 賃 貸 業	137	129	137	129	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	552	525	552	525	-	-	-	-
宿 泊 業	1,843	1,806	1,843	1,806	-	-	-	930
飲 食 業	1,330	974	1,330	974	-	-	-	154
生活関連サービス業、娯楽業	773	720	773	720	-	-	51	117
教育、学習支援業	89	81	89	81	-	-	-	14
医 療、福 祉	1,776	1,690	1,776	1,690	-	-	-	59
その他のサービス	2,496	2,409	1,976	2,099	503	302	71	139
国・地方公共団体等	10,761	11,015	3,005	2,791	7,755	8,224	-	-
個 人	15,501	17,502	15,501	17,502	-	-	93	371
そ の 他	8,072	9,099	-	-	6,084	7,260	-	-
業 種 別 合 計	134,259	132,763	64,487	66,472	34,540	34,979	500	6,753
1 年 以 下	11,199	20,694	8,546	8,383	801	1,053	-	-
1 年 超 3 年 以 下	16,596	7,928	2,004	3,068	956	911	-	-
3 年 超 5 年 以 下	9,279	11,030	3,905	4,576	3,334	4,423	-	-
5 年 超 7 年 以 下	8,569	8,169	5,097	4,807	3,471	3,361	-	-
7 年 超	70,633	68,610	44,848	44,778	19,884	17,931	-	-
期間の定めのないもの	17,981	16,330	84	857	6,091	7,297	-	-
残 存 期 間 別 合 計	134,259	132,763	64,487	66,472	34,540	34,979	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。  
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本比率規制への取組

## 自己資本の充実の状況等

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	期末残高		期中の増減額
	2023年度	2024年度	
一般貸倒引当金	2023年度	967	△ 60
	2024年度	948	△ 19
個別貸倒引当金	2023年度	1,646	251
	2024年度	2,861	1,214
合計	2023年度	2,614	190
	2024年度	3,809	1,195

(注)期首の残高および当期増加額、当期減少額については、49ページの貸倒引当金内訳をご覧ください。

### ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	279	427	0	147	—	—
農業、林業	50	53	—	2	—	0
漁業	1	1	△ 4	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	228	313	80	84	0	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	13	3	4	△ 9	—	—
卸売業、小売業	89	73	28	△ 16	—	—
金融、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	60	59	△ 2	△ 1	—	1
電気、ガス、熱供給、水道業	176	982	35	805	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	423	553	37	130	—	—
飲食業	87	152	63	65	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	106	106	0	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	0
医療、福祉	—	10	—	10	—	—
その他のサービス	54	55	0	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	74	69	10	△ 4	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,646	2,861	251	1,214	0	1

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しています。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 自己資本の充実の状況等

## 二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
<b>2024年度</b>						
現金	839	-	839	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,772	-	9,772	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,779	-	5,779	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	6,705	-	6,705	-	670	10%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,759	-	35,759	-	9,229	26%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,267	-	6,267	-	2,778	44%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	24,476	1,500	24,053	744	18,360	74%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,006	14,329	6,621	715	4,459	61%
トランザクター向け	-	12,551	-	569	205	36%
不動産関連向け	16,023	-	15,831	-	10,131	64%
自己居住用不動産等向け	12,196	-	12,066	-	6,430	53%
賃貸用不動産向け	1,246	-	1,246	-	1,050	84%
事業用不動産関連向け	2,478	-	2,419	-	2,590	107%
その他不動産関連向け	101	-	99	-	59	60%
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	1,203	-	1,203	-	1,203	100%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	3,349	105	3,321	20	3,720	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	206	-	206	-	206	100%
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2,417	4	2,417	0	241	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	48	-	48	-	48	100%
<b>合計</b>					<b>48,273</b>	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

## ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%
<b>2024年度</b>												
現金	839	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,779	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	6,705	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	42	-	25,238	-	6,968	-	-	-	-	400	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	1,304	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	569
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	569
不動産関連向け	-	-	-	498	359	911	-	31	-	422	-	30
自己居住用不動産等向け	-	-	-	498	359	789	-	-	-	422	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	122	-	31	-	-	-	30
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	2,417	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>16,433</b>	<b>9,123</b>	<b>-</b>	<b>27,041</b>	<b>359</b>	<b>7,879</b>	<b>-</b>	<b>31</b>	<b>-</b>	<b>823</b>	<b>-</b>	<b>600</b>

# 自己資本の充実の状況等

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%
	2024年度											
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,804	-	401	-	-	-	602	-	-	-	202	100
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	3,220	-	-	-	-	300	-	18,772	-	-	1,200	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	5,294	-	-	-	-	1,472	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	528	-	217	-	9,554	303	-	-	412	-	-	701
自己居住用不動産等向け	528	-	-	-	9,407	60	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	117	-	-	242	-	-	-	-	-	701
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	147	-	-	-	412	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,203	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,027	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-
合計	6,310	-	618	-	9,554	5,898	602	18,772	412	-	5,361	801

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)							
	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度							
現金	-	-	-	-	-	-	-	839
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	9,772
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	5,779
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	6,705
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-	-	35,759
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	24,797
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	7,337
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	569
不動産関連向け	1,684	-	-	176	-	-	-	15,831
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	12,066
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	1,246
事業用不動産関連向け	1,684	-	-	176	-	-	-	2,419
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	99
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	1,203
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	1,556	-	-	-	3,342
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	206
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	2,417
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	48
合計	1,684	-	-	1,732	-	-	-	114,042

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

# 自己資本の充実の状況等

## ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付有り	格付無し
0%	-	20,436
10%	2,936	6,878
20%	2,958	34,801
35%	-	3,709
50%	294	9,992
75%	-	18,511
100%	502	32,904
150%	301	32
200%	-	-
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	-
合計	134,259	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	65,153	2,675	10%	61,692
40%~70%	15,262	10,515	10%	17,083
75%	4,163	1,064	13%	5,898
80%	602	-	0%	602
85%	18,414	1,471	57%	18,772
90%~100%	4,503	146	10%	5,774
105%~130%	2,515	-	0%	2,486
150%	2,937	66	10%	1,732
250%	37	-	-	-
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	113,588	15,940	15%	114,042

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

### 用語のご説明

- ・ **エクスポージャー**  
リスクにさらされている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- ・ **リスク・ウェイト**  
自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めするために使用する資産や種類毎の掛目のことです。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」および「不動産担保取扱要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」や各種契約書等に基づき、法的に有効である旨確認の上事前の通知や諸手を省略して払戻充当いたします。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める規定・基準等により適切な事務取扱いならびに評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ信用保証協会保証があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		630	1,382	3,709	4,706
	①ソブリン向け	-	-	-	-
	②金融機関および第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
	③法人等向け	240	250	-	39
	④中堅中小企業等・個人向け	312	949	3,341	2,114
	⑤不動産関連向け	-	43	-	2,361
	⑥延滞等向け	-	11	1	15
	⑦上記以外	78	127	366	174

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

# 自己資本の充実の状況等

## (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、投資業務においては、主に有価証券運用の多様化の一環として購入しております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握すると共に、ALM委員会で検討協議し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、他の運用商品と共に有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定すると共に、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理をしております。

### ●保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

#### イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

#### ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

### ●保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

#### イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

#### ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

### ●保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳

該当ありません。

## (7) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等については経営体力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する出資等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告をもとにした評価を適宜実施する等、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、株価指数の一定の変動幅を基に計測を行い、ALM委員会や経営会議においてその状況をモニタリングし、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、内部規程および一般に公正妥当と認められる企業会計慣行に従い適正な処理を行っております。

### ●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				その他有価証券で時価のないもの
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額
						うち益	うち損	
上場株式	2023年度	—	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	30	31	0	1	0
非上場株式等	2023年度	—	—	—	—	—	—	576
	2024年度	—	—	—	—	—	—	574
合計	2023年度	—	—	—	—	—	—	576
	2024年度	—	—	—	—	—	—	574

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価額に基づいております。

2.上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金です。

### ●出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	2023年度	87	4	0	—
	2024年度	9	—	△1	—

# 自己資本の充実の状況等

## (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ●リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて重要度の高いリスクであると認識し、リスク顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

種類	内容と当金庫の対応
事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、当金庫では、本部検査部門が営業店に対して定期的に臨店検査を実施する一方、営業店には店内検査の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程の整備と研修の実施等により事務処理水準向上や事故の未然防止のために万全の体制をとっています。
システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムの故障・誤処理・不正利用・破壊や情報漏洩等により損失を被るリスクのことで、当金庫では、このリスクを排除・軽減するために、回線の二重化および情報漏洩防止等のセキュリティ対策を実施しています。
人的リスク	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不正およびセクシャルハラスメント等の差別的行為から生じる損失・損害をいいます。
有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害をいいます。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことで、当金庫では、風評リスク管理規程および管理要領を作成し全ての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情やマスコミ報道等の風評関連情報を確認するなど、十分な管理態勢を確保しています。

### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法を採用しています。

### ●オペレーショナル・リスク相当額

2025年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、198百万円です。

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
	エクスポージャー	エクスポージャー
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	6,078	7,562
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

### ●リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる体制としております。

金利リスクは取ってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引受け、経営体力（自己資本）の範囲内でコントロールしていくものと認識しております。

当金庫では金利リスクについて市場リスクの一つとして管理しています。また金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book 市場リスクのうち、トレーディング勘定等を除く全ての金利感応度資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスク）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

また、当金庫ではALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。計測の頻度は月次ベースで計測をしています。

### ●金利リスクの算定方法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年

流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期は5年

流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

固定金利貸出の期限前償還については考慮していません。定期預金の期限前解約については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

複数の通貨の集計方法およびその前提については通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。また、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して金利リスクを算出しています。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて計算しています。またΔEVEとΔNIIに重要な影響を及ぼす内部モデル等の使用はしていません。

当金庫の重要性テスト結果は監督上の基準値である20%に対し2025年3月末現在56.2%となりますが、これをもって過大なリスクテイクを行っているということではなく、引き続き資産と負債のバランスを考慮したリスク管理を行ってまいります。

ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動とされています。

## 自己資本の充実の状況等

当金庫では、リスク資本配賦の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（信頼区間99.0%、観測期間5年、保有期間6ヵ月（有価証券）、1年（預貸金等））に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しておりリスクのコントロールを行っています。また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。

さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し金利リスクを計測しています。

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	2,723		2,982		94		105	
2	下方パラレルシフト	—		—		—		—	
3	スティープ化	2,349		2,464					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	2,723		2,982		94		105	
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,838				5,855			

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### ■その他のリスクに関する事項

#### (1) 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

##### ●リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動もたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクに対応するため、当金庫では市場リスクに関する事項を審議する機関としてALM委員会を設置し、リスク・収益の状況に基づき経営会議において市場リスクを一元的に管理する体制としております。加えて、市場リスク量を計測し、リスク量を自己資本の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとし、その状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議へ報告しています。

リスク量については、VaRを用いて計測、管理を行っています。さらに、損益に影響を及ぼす可能性がある事象についてシミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てています。

#### (2) 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口やATMでの支払や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。

##### ●リスク管理の方針および手続の概要

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。

また、日常の資金繰りに備えるため流動性リスクを適切に管理し、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しています。

資料編では、阿南信用金庫の財務諸表をはじめ、預金や融資の計数実績、経営指標などを紹介しております。

阿南信用金庫をより深くご理解いただくためにも是非お目通し下さい。

## 資料編目次

- 38 貸借対照表
- 40 損益計算書
- 41 剰余金処分計算書
- 41 会計監査人の監査について
- 41 財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認について
- 42 貸借対照表の注記
- 43 損益計算書の注記
- 44 役職員の報酬体系
- 45 経営指標
- 46 諸比率
- 47 預金・為替業務関係
- 47 貸出金関係
- 49 有価証券関係
- 50 金銭の信託関係
- 50 出資金関係
- 51 不良債権関係
- 52 人的資本関係
- 53 阿南信用金庫のあゆみ
- 54 子会社・関連会社・信用金庫業界関連会社
- 55 開示項目一覧



見能林田園からの津乃峰山

■貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

**資産**  
お預りした預金を、どのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券による運用などがあります。また、土地、建物などの保有資産の状況も表しています。

**預け金**  
当金庫が他の金融機関に預けている資金です。当金庫では主に信金中央金庫の普通預金、定期預金などがあります。

**有価証券**  
国債や社債などの有価証券に投資した資金です。

**未決済為替貸**  
他の金融機関からの振込などをお客様へ支払った場合の相手金融機関への一時的な立替払いを表したものです。

**債務保証見返**  
お客様の債務を保証した場合の、そのお客様に対する求償権等を表したものです。

**貸倒引当金**  
貸出金などに対して将来の貸倒損失に備えて、あらかじめ積み立てたものです。

科 目	2023年度	2024年度
( 資 産 の 部 )		
現 金	942	839
預 け 金	31,546	27,805
買 入 金 銭 債 権	1,075	1,048
金 銭 の 信 託	0	0
有 価 証 券	33,279	32,906
国 債	4,326	4,611
地 方 債	3,052	2,797
社 債	13,659	13,013
株 式	6	37
そ の 他 の 証 券	12,234	12,446
貸 出 金	64,019	64,095
割 引 手 形	82	22
手 形 貸 付	5,884	5,822
証 書 貸 付	56,493	56,624
当 座 貸 越	1,559	1,626
そ の 他 資 産	744	727
未 決 済 為 替 貸	13	10
信 金 中 金 出 資 金	556	556
前 払 費 用	35	26
未 収 収 益	118	118
そ の 他 の 資 産	20	15
有 形 固 定 資 産	978	943
建 物	395	380
土 地	445	445
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	136	116
無 形 固 定 資 産	30	24
ソ フ ト ウ ェ ア	26	20
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	3
繰 延 税 金 資 産	10	10
債 務 保 証 見 返	425	822
貸 倒 引 当 金	△ 2,614	△ 3,809
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,646)	(△ 2,861)
資 産 の 部 合 計	130,438	125,412

■貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

**負債**  
ご融資している資金をどのように調達しているかを表しており、そのほとんどが皆様からお預りしている預金です。

**未決済為替借**  
お客様から振込依頼を受けた時などに、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に預かっておく勘定です。

**給付補填備金**  
定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、初回掛け込みから期末までに発生した給付補填金(利息相当分)の所要額を保留しているものです。

**偶発損失引当金**  
金融機関と信用保証協会との責任共有制度に基づき、将来発生する可能性のある負担額を計上したものです。

**債務保証**  
お客様に対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することによって他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。主なものに信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付に伴って行われる保証などがあります。

**利益剰余金**  
毎期の利益の積立金です。利益準備金、特別積立金、当期末処分剰余金などで構成されています。

**当期末処分剰余金**  
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」および「前期繰越金」等を合算したものです。計数が△表示の場合は、当期末処理損失金を表します。

**会員勘定**  
会員の皆様から受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益金を合算したものです。

科 目	2023年度	2024年度
<b>( 負 債 の 部 )</b>		
預 金 積 金	111,528	107,981
当 座 預 金	1,262	1,031
普 通 預 金	36,230	38,300
貯 蓄 預 金	43	46
定 期 預 金	71,936	66,556
定 期 積 金	1,767	1,557
そ の 他 の 預 金	289	488
借 用 金	14,063	13,973
借 入 金	14,063	13,973
そ の 他 負 債	330	298
未 決 済 為 替 借	44	33
未 払 費 用	124	128
給 付 補 填 備 金	4	3
未 払 法 人 税 等	90	45
前 受 収 益	28	32
払 戻 未 済 金	0	0
職 員 預 り 金	23	21
そ の 他 の 負 債	14	30
賞 与 引 当 金	44	42
退 職 給 付 引 当 金	51	41
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	72	77
● 偶 発 損 失 引 当 金	11	13
繰 延 税 金 負 債	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16	16
● 債 務 保 証	425	822
負 債 の 部 合 計	126,543	123,268
<b>( 純 資 産 の 部 )</b>		
出 資 金	1,162	1,164
普 通 出 資 金	1,162	1,164
● 利 益 剰 余 金	3,990	3,047
利 益 準 備 金	770	800
そ の 他 の 利 益 剰 余 金	3,219	2,246
特 別 積 立 金	2,938	3,114
(うち目的積立金)	(360)	(360)
当 期 未 処 分 剰 余 金	280	△ 868
(うち当期純利益)	(241)	(△ 907)
● 会 員 勘 定 合 計	5,152	4,211
● その他有価証券評価差額金	△ 1,234	△ 2,042
● 土 地 再 評 価 差 額 金	△ 24	△ 24
● 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,258	△ 2,067
純 資 産 の 部 合 計	3,894	2,143
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	130,438	125,412

■ 損益計算書

(単位：千円)

**資金運用収益**  
貸出金や有価証券の利息など当金庫が資金を運用して得た利息収益のことです。この利息収益のなかで最大のものは貸出金として運用されて得た利息収益です。

**役員取引等収益**  
お客様から受け入れた振込手数料やその他の受入手数料などの収益です。

**資金調達費用**  
資金を調達するために支払った費用のことです。この費用の大部分は預金利息です。

**役員取引等費用**  
為替の取次ぎ手数料や債務保証を受けた場合に支払う保証料など、他から受けた役務の対価として支払う費用です。

**貸倒引当金繰入額**  
貸出金などに対して将来の貸倒損失に備えて、あらかじめ積み立てた費用です。

**貸出金償却**  
回収見込みのない貸出金などを貸倒処理したものです。

**法人税等調整額**  
税効果会計の適用により計上される法人税、住民税および事業税の調整額です。

**当期末処分剰余金**  
総代会にて処分方法の決議がなされる剰余金です。計数が△表示の場合は、当期末処理損失金を表します。

科 目	2023年度	2024年度
経 常 収 益	2,059,498	1,710,034
資金運用収益	1,570,469	1,549,973
貸出金利息	1,087,605	1,073,543
預け金利息	66,422	98,520
有価証券利息配当金	401,270	362,893
その他の受入利息	15,170	15,016
役員取引等収益	66,841	71,156
受入為替手数料	23,260	23,551
その他の役員収益	43,581	47,605
その他業務収益	87,353	2,604
国債等債券売却益	74,793	-
その他の業務収益	12,560	2,604
その他経常収益	334,833	86,300
償却債権取立益	238,109	52,888
株式等売却益	95,320	29,722
その他の経常収益	1,403	3,690
経 常 費 用	1,667,113	2,535,121
資金調達費用	76,575	115,075
預金利息	72,587	111,737
給付補填備金繰入額	2,054	1,859
借用金利息	1,813	1,365
その他の支払利息	120	113
役員取引等費用	120,541	121,347
支払為替手数料	11,588	12,325
その他の役員費用	108,952	109,021
その他業務費用	197,602	40,563
国債等債券売却損	197,486	40,452
国債等債券償還損	-	80
その他の業務費用	116	31
経 費	1,078,659	1,057,126
人 件 費	642,833	632,821
物 件 費	389,880	378,713
税 金	45,944	45,591
その他経常費用	193,734	1,201,007
貸倒引当金繰入額	190,882	1,195,512
貸出金償却	15	1,373
株式等売却損	1,721	1,113
その他資産償却	871	-
その他の経常費用	244	3,009
経 常 利 益	392,384	△ 825,086
特 別 利 益	20	-
その他の特別利益	20	-
特 別 損 失	2,786	0
固定資産処分損	93	0
減 損 損 失	2,692	-
税引前当期純利益	389,619	△ 825,086
法人税、住民税及び事業税	133,841	75,999
法人税等調整額	14,185	6,879
法人税等合計額	148,026	82,878
当期純利益	241,592	△ 907,965
繰越金(当期首残高)	38,879	39,619
当期末処分剰余金	280,472	△ 868,345

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2023年度	2024年度
当 期 未 処 分 剰 余 金 (△は当期末処理損失金)	280,472,043	△ 868,345,229
(うち当期純利益) (△は当期純損失)	241,592,887	△ 907,965,077
(うち繰越金(当期首残高))	38,879,156	39,619,848
(うち土地再評価差額金取崩額)	—	—
積 立 金 取 崩 額	—	939,000,000
(うち経営安定強化積立金取崩額)	—	—
計	280,472,043	70,654,771
剰 余 金 処 分 額	240,852,195	34,898,807
利 益 準 備 金	30,000,000	—
特 別 積 立 金	176,000,000	—
普通出資に対する配当金	34,852,195	34,898,807
(配 当 率 )	(年3%)	(年3%)
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	39,619,848	35,755,964

■ 会計監査人の監査について

2025年6月27日開催の第77回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「四国松山凜監査法人」の監査を受けております。

■ 財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認について

財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認書

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年 6月27日

阿南信用金庫

理事長 佐竹 義治

# 財務諸表

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価価額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19年~39年
その他の有形固定資産	3年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自雇利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、債務者の支払能力を総合的に判断し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

内航海運業を営む企業に対する融資については業界の状況、特殊事情および健全な会計上の見積計算のため、海運業特定引当としての一般貸倒引当金を計上しており、その特定引当の見積は、基準年(船齡20才満了時もしくは定期検査満了時)のいずれか遅い方の予想債権額からリブレイン時の処分可能見込額を差し引いた残債権額を計上しております。

要管理先債権に区分された相手先に対する貸倒引当金は、原則として過去3年間における累積の貸倒実績率の3期間の平均値に基づき予想損失率を乗じて算定することとしておりますが、経営改善計画に基づき当金庫が積極的に支援し改善に努めている先のうち、その売上計が、経営計画、資金計画のいずれか一方に影響の大きな事象が発生するなど、今後の実現可能性の低下も想定される先で、原則とする貸倒実績率では十分かつ適切な引当が確保されないと判断される場合、未保全額に別に定める引当率を乗じて別途引当としての一般貸倒引当金を計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、2,994百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また退職給付債務の算定に当たり退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額法を採用しております。なお数値計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数値計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法より加算した額を(それぞれ発生する事業年度から)費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することができ、当該企業年金制度からの拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項 (2024年3月31日現在)	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数値処理の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (2024年3月分)	0.03%

③補足説明  
上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であります。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上するための引当金であり、当金庫も睡眠預金に対する払戻額と返還請求に応じた額を比較した結果、金額が僅少であり重要性も少ないことから引当金の計上をしておりません。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 収益の計上方法  
役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入が替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入が替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役員取引等にかかるとする履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間均等償却を行っております。
- 会計上の見積りに関する注記  
計算書類の作成にあたっては、貸借対照表上の資産、負債の計上額、および損益計算書上の収益、費用の計上額に影響を与える見積り、判断ならびに仮定を使用する必要があります。過去の実績や状況を踏まえ合理的と考えられるさまざまな要因に基づき、継続的に見積り、判断および仮定を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

以下に当金庫の計算書類に重要な影響を与えるリスクに着目して記載しております。

①貸倒引当金	3,809百万円
貸倒引当金の算出方法は、注記6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し等」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
②繰延税金資産	19百万円
繰延税金負債	8百万円(その他有価証券評価差額金)
繰延税金資産	10百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

③固定資産の減損損失  
固定資産の減損の判断は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(店別)を単位としてグルーピングを行い、当該資産グループ単位で減損の兆候を把握しております。減損損失を認識するかどうかの判定および使用価値の算定に用いられる将来キャッシュ・フローは、経済環境などの外部要因に関する情報や当金庫が利用している内部の情報に基づき、合理的な仮定を置いて計算しております。

前提とした条件や仮定が将来の不確実な経済環境の変動によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度以降において見積りと異なる場合、減損の兆候、判定に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 132百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 1百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,414百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,611百万円
危険債権額	3,667百万円
三月以上延滞債権額	12百万円
貸出条件緩和債権額	255百万円
合計額	6,546百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22百万円です。
- 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引担保及び貸出増加支援資金供給担保、長期固定借入金担保、帳担保として、預け金3,501百万円、有価証券15,596百万円を差引しております。

担保資産に対応する債務として借入金13,700百万円があります。
- 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める算定方法を原則として、一部の土地については、第4号に定める算定方法に基づいております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △192百万円
- 出資1口当たりの純資産額 920円7銭
- 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。  
(3)金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、貸出金事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や経営会議を開催し、審査・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
②市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理規程、統合リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、経営会議において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR法によりモニタリングを行い、月次ベースで経営会議に報告しております。  
(ii)為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。  
(iii)信用変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、経営会議を統括管理部門としての監督の下、資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の管理のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
(iv)市場リスクに係る定量的情報  
当金庫では、有価証券、預け金、貸出金及び預金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法、√T倍法(保有期間120日(有価証券) 250日(預け金、貸出金及び預金)、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2025年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,650百万円です。

なお、当金庫では、リスク量計測における継続的な検証のプロセス及び結果の適正性を確保するため、以下によりバックテストを行っております。なお、検証結果に適正性を確保できないような問題が生じた場合等においては、その原因分析を行ったうえで当該モデルを利用することの妥当性についても検討・協議することとしております。

・市場関連リスク(有価証券、預金等)四半期ごとにバックテストを実施、ALM委員会等へ報告  
・野村證券システムの「野村i-port」におけるバックテスト機能により行う。ポートフォリオにおける時価変動限度額が期間対応したVaRを超過した回数に頻度により、モデル自体の適正性等を検証する。その際は二項分布による発生確率等により取決めを行い検討する。

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、有価証券及び貸出金であります。なお、これらの情報は総務部を通じて、理事会及び経営会議において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることとなります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び信用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない上場株式は、次表にはごめしません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

# 財務諸表

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	27,805	27,701	△103
(2)買入金銭債権	1,048	1,029	△19
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	10,046	9,105	△940
その他有価証券(*2)	22,848	22,848	-
(4)貸出金(*1)	64,095		
貸倒引当金(*3)	△3,809		
	60,285	60,546	260
金融資産計	122,034	121,230	△803
(1)預金積金	107,981	106,926	△1,055
(2)借入金	13,973	13,804	△169
金融負債計	121,955	120,731	△1,224

(\*1)預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*3)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格を時価として記載しております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によります。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25、26、に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利に準じております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利に準じております。

(注2)市場価格のない非上場株式等及び組合出資金等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6
組合出資金(*2)	4
合 計	11

(\*1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
小 計	-	-	-	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	771	690	△80
	地方債	309	301	△8
	短期社債	-	-	-
	社債	8,965	8,113	△851
	その他	-	-	-
小 計	10,046	9,105	△940	
合 計	10,046	9,105	△940	

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	19	18	1
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	942	912	29
小 計	962	931	30	
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	11	11	△0
	債券	10,375	11,445	△1,069
	国債	3,839	4,460	△620
	地方債	2,487	2,675	△188
	短期社債	-	-	-
	社債	4,047	4,309	△261
	その他	11,504	12,498	△994
小 計	21,890	23,955	△2,065	
合 計	22,852	24,886	△2,034	

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9	-	1
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,144	42	40
合 計	2,154	42	41

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,117百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが2,028百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,387 百万円
その他有価証券評価差額金	586
固定資産の減損損失	101
役員退職慰労引当金	22
退職給付引当金	11
賞与引当金	11
未払事業税	4
未収利息	4
偶発損失引当金	3
その他	3
繰延税金資産小計	2,136
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△2,113
繰延税金資産合計	19
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8
繰延税金負債合計	△8
繰延税金資産の純額	10

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

29. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

未収収益に含まれる顧客との契約から生じた債権の金額は、0百万円であり、

## 損益計算書の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純損失金額389円96銭
- 役員等取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の額は、71,156千円であり、

# 役職員の報酬体系

## ■対象役員の報酬体系について

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1)報酬体系の概要

#### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

### (2)2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	72

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」67百万円、「賞与」0百万円、「退職慰労金」5百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

### (3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

## ■対象職員等の報酬体系について

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2024年度においては該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2024年度においては「当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者」はおりませんでした。



深瀬町の土手

## 経営指標

### ■主要な経営指標の推移

(単位：表上に記載)

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	千円	2,415,424	1,835,813	1,751,269	2,059,498	1,710,034
経常利益(△は経常損失)	千円	405,195	258,590	249,937	392,384	△ 825,086
当期純利益(△は当期純損失)	千円	215,123	120,765	139,350	241,592	△ 907,965
出資総額	百万円	1,155	1,157	1,160	1,162	1,164
出資総口数	千口	2,310	2,315	2,321	2,326	2,328
純資産額	百万円	4,814	4,485	3,639	3,894	2,143
総資産額	百万円	118,164	123,450	126,919	130,438	125,412
預金積金残高	百万円	102,965	106,770	110,008	111,528	107,981
貸出金残高	百万円	59,787	60,850	62,298	64,019	64,095
有価証券残高	百万円	35,581	38,890	37,412	33,279	32,906
単体自己資本比率	%	8.69	8.84	8.78	9.19	8.51
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	% 円	3.0 (15)	3.0 (15)	3.0 (15)	3.0 (15)	3.0 (15)
役員数	人	11	11	11	11	11
(うち常勤役員数)	人	7	7	7	6	6
職員数	人	93	93	95	95	95
会員数	人	8,308	8,348	8,412	8,394	8,387

(注) 1. 出資に対する配当金は1口(500円)に対する配当金です。  
2. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2に基づく告示に定められた算式に基づき算出しております。

### ■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	2023年度			2024年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	130,079	1,570	1.20	130,201	1,549	1.19
うち貸出金	63,222	1,087	1.72	63,958	1,073	1.67
うち預け金	27,344	66	0.24	29,753	98	0.33
うち有価証券	38,025	401	1.05	34,873	362	1.04
資金調達勘定	124,669	76	0.06	124,572	115	0.09
うち預金積金	111,458	74	0.06	110,529	113	0.10
うち借入金	13,186	1	0.01	14,019	1	0.00
資金運用収支	1,493			1,434		
運用調達利回差	1.14			1.10		

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除しています。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。  
3. 資金運用収支=資金運用勘定-資金調達勘定

### ■受取利息・支払利息の分析

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	44,130	△ 75,094	△ 30,964	1,472	△ 21,967	△ 20,496
うち貸出金	25,420	△ 25,930	△ 510	12,647	△ 26,709	△ 14,062
うち預け金	9,507	6,836	16,343	5,850	26,247	32,097
うち有価証券	△ 25,396	△ 21,214	△ 46,610	△ 33,259	△ 5,117	△ 38,376
支払利息	2,040	△ 4,517	△ 2,477	△ 60	38,559	38,499
うち預金積金	1,360	△ 3,407	△ 2,047	△ 639	39,594	38,955
うち借入金	224	△ 661	△ 437	114	△ 561	△ 447

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

#### 用語のご説明

##### ・業務純益

業務純益とは、金融機関の基本的な業務の成果を示す金融機関固有の利益指標です。具体的には、業務粗利益から業務遂行に必要とされる費用、つまり貸倒引当金の純繰入額と、経費(除く臨時費用)を控除したものです。また、この業務純益は、有価証券の含み益等と同様に、貸倒れ発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

# 経営指標

## ■業務粗利益

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支(資金利益)	1,493	1,434
資金運用収益	1,570	1,549
資金調達費用	76	115
役務取引等収支(役務取引等利益)	△ 53	△ 50
役務取引等収益	66	71
役務取引等費用	120	121
その他業務収支(その他業務利益)	△ 110	△ 37
その他業務収益	87	2
その他業務費用	197	40
業務粗利益	1,329	1,346
業務粗利益率(%)	1.02	1.03

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ■業務純益

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
業務純益	323	313
実質業務純益	263	294
コア業務純益	386	334
コア業務純益 (投資信託解約損益除く)	348	320

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ■その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
その他業務収益	87	2
国債等債券売却益	74	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	12	2
その他の業務費用	197	40
国債等債券売却損	197	40
国債等債券償還損	-	0
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	0	0
その他業務利益	△ 110	△ 37

## ■役務取引の状況

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
役務取引等収益	66	71
受入為替手数料	23	23
その他の受入手数料	36	40
その他の役務収益	7	6
役務取引等費用	120	121
支払為替手数料	11	12
その他の支払手数料	6	7
その他の役務費用	102	101
役務取引等利益	△ 53	△ 50

## ■預貸率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預貸率	57.40	59.35
期中平均預貸率	56.72	57.86

(注) 預貸率=貸出金/預金積金残高×100 この比率は、預金量に対して貸出量がどのくらいあるかを示すものです。

## ■預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末預証率	29.83	30.47
期中平均預証率	34.11	31.55

(注) 預証率=有価証券残高/預金積金残高×100 この比率は、預金量に対する有価証券の保有割合を示すものです。

## ■常勤役員1人当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
預金残高	1,104	1,069
貸出金残高	633	634

## ■1店舗当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
預金残高	13,941	13,497
貸出金残高	8,002	8,011

## ■経費の内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
人件費	642	632
報酬給与手当	471	470
退職給付費用	43	42
その他	128	119
物件費	389	378
事務費	177	179
うち旅費・交通費	1	1
うち通信費	25	27
うち事務機械賃借料	1	1
うち事務委託費	114	113
固定資産費	75	70
うち土地建物賃借料	7	8
うち保全管理費	39	43
事業費	41	35
うち広告宣伝費	18	11
うち交際費・寄贈費・諸会費	18	19
人事厚生費	12	11
有形固定資産償却	56	56
無形固定資産償却	11	9
預金保険料	15	15
税金	45	45
合計	1,078	1,057

## ■総資産利益率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.30	△ 0.63
総資産当期純利益率	0.18	△ 0.69

(注) 総資産経常利益率=経常(当期純)利益/総資産平均残高(除く債務保証見返)×100 この比率は、資産規模に対する利益を見る指標であり、一般にROA (Return On Asset) と呼ばれています。

## ■総資金利鞘

(単位：%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回り	1.20	1.19
資金調達原価率	0.91	0.93
総資金利鞘	0.29	0.26

(注) 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率  
この指標は運用資金全体の収益力を見る指標です。

# 事業の状況

## 預金関係・為替業務関係

### 預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	2023年度				2024年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	37,536	33.6	37,130	33.3	39,379	36.5	38,527	34.9
当座預金	1,262	1.1	1,388	1.2	1,031	1.0	1,243	1.1
普通預金	36,230	32.4	35,696	32.0	38,300	35.5	37,238	33.7
貯蓄預金	43	0.0	45	0.0	46	0.0	45	0.0
通知預金	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
定期性預金	73,703	66.0	74,136	66.5	68,114	63.1	71,785	64.9
定期預金	71,936	64.5	72,353	64.9	66,556	61.6	70,075	63.4
定期積金	1,767	1.5	1,783	1.6	1,557	1.4	1,710	1.5
その他	289	0.2	191	0.1	488	0.5	217	0.2
合計	111,528	100.0	111,458	100.0	107,981	100.0	110,529	100.0

(注) 1. その他＝別段預金＋納税準備預金です。なお、譲渡性預金は該当がありません。  
2. 上記の流動性預金のうち無利息預金残高は2025年3月末2,032百万円（内訳：当座預金1,031百万円＋無利息の普通預金1,001百万円）

### 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
定期預金	71,936	66,556
固定金利定期預金	71,885	66,509
変動金利定期預金	50	46
その他	0	0

(注) 1. その他＝規制金利定期預金＋財形貯蓄  
2. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
3. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
個人	99,360	96,903
一般法人	10,461	8,272
金融機関・公金	1,707	2,805
合計	111,528	107,981

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
一般財形	92	70
住宅財形	2	2
年金財形	14	13
合計	109	86

### 会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
会員	36,123	35,804
会員外	75,405	72,177
合計	111,528	107,981

### 為替業務(内国為替業務)

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
送金・振込	284,877	290,903
仕向為替	131,964	133,226
被仕向為替	152,912	157,676

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
代金取立	47	57
仕向為替	46	56
被仕向為替	0	0

## 貸出金関係

### 貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

	2023年度				2024年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	82	0.1	68	0.1	22	0.0	91	0.1
手形貸付	5,884	9.1	5,613	8.8	5,822	9.1	5,924	9.3
証書貸付	56,493	88.2	56,056	88.6	56,624	88.3	56,383	88.2
当座貸越	1,559	2.4	1,483	2.3	1,626	2.5	1,558	2.4
合計	64,019	100.0	63,222	100.0	64,095	100.0	63,958	100.0

### 固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
固定金利	31,887	32,255
変動金利	32,132	31,840
合計	64,019	64,095

### 会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
会員	54,356	54,708
会員外	9,663	9,387
合計	64,019	64,095

## 事業の状況

### 貸出金資金使途別残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
設備資金	31,300	32,112
運転資金	15,424	14,013
合計	46,725	46,126

### 個人向けローン残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
消費者ローン	2,524	2,567
うちカードローン	837	829
住宅ローン	13,018	13,902
合計	15,543	16,469

### 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	506	598
有価証券	184	193
動産	347	308
不動産	17,178	16,593
その他	9,326	9,334
小計	27,543	27,028
信用保証協会・信用保険	6,857	7,087
保証	5,324	6,154
信用	24,293	23,824
合計	64,019	64,095

### 債務保証見返の内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金を担保に徴して行う保証	105	81
金融機関の業務の代理に付随して行う保証	319	289
信金中央金庫	305	275
日本政策金融公庫	14	13
その他	-	-
その他の保証	-	451
合計	425	822

### 代理貸付残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
信金中央金庫	305	275
日本政策金融公庫	175	163
住宅金融支援機構	141	123
中小企業基盤整備機構	0	-
福祉医療機構	-	-
合計	623	564

### 貸出金業種別残高

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	41	2,730	4.2	41	2,965	4.6
農業、林業	26	758	1.1	24	710	1.1
漁業	8	128	0.1	8	236	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	109	4,038	6.3	97	4,095	6.3
電気、ガス、熱供給、水道業	70	8,099	12.6	71	7,668	11.9
情報通信業	1	182	0.2	1	158	0.2
運輸業、郵便業	22	3,478	5.4	22	3,017	4.7
卸売業、小売業	85	2,806	4.3	85	2,513	3.9
金融業、保険業	13	6,092	9.5	13	6,076	9.4
不動産業	102	7,653	11.9	101	8,661	13.5
物品賃貸業	1	137	0.2	1	129	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	15	488	0.7	14	457	0.7
宿泊業	16	1,838	2.8	16	1,798	2.8
飲食業	69	1,212	1.8	67	818	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	42	395	0.6	39	342	0.5
教育、学習支援業	8	86	0.1	9	78	0.1
医療、福祉	34	1,619	2.5	35	1,543	2.4
その他のサービス	60	1,878	2.9	62	1,975	3.0
小計	722	43,626	68.1	706	43,247	67.4
地方公共団体	2	3,004	4.6	2	2,790	4.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,812	17,389	27.1	2,760	18,058	28.1
合計	3,536	64,019	100.0	3,468	64,095	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 事業の状況

### 貸出金額段階別残高

(単位：先、百万円)

	2023年度		2024年度	
	先数	残高	先数	残高
100万円未満	1,157	446	1,090	422
100万円以上1千万円未満	1,239	4,812	1,213	4,571
1千万円以上3千万円未満	645	11,450	643	11,448
3千万円以上5千万円未満	148	5,512	180	6,758
5千万円以上1億円未満	93	6,352	86	5,935
1億円以上5億円未満	105	22,089	106	21,491
5億円以上	16	13,356	17	13,467
合計	3,403	64,019	3,335	64,095

### 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2023年度	1,028	967	-	1,028	967
	2024年度	967	948	-	967	948
個別貸倒引当金	2023年度	1,395	1,646	-	1,395	1,646
	2024年度	1,646	2,861	-	1,646	2,861
合計	2023年度	2,423	2,614	-	2,423	2,614
	2024年度	2,614	3,809	-	2,614	3,809

### 貸出金償却等(与信費用)

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金償却額	0	1
一般貸倒引当金純繰入額	△60	△19
個別貸倒引当金純繰入額	251	1,214
債権売却損等	△238	△50
合計	△47	1,146

## 有価証券関係

### 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

2023年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	799	954	4,051	4,307	4,115	18,071	980	33,279
国債	-	-	-	-	327	3,998		4,326
地方債	-	-	213	97	889	1,852		3,052
社債	199	252	698	2,278	1,238	8,992		13,659
株式							6	6
その他有価証券	599	701	3,139	1,931	1,660	3,227	973	12,234
うち外国債券	599	701	2,364	1,042	470	3,132		8,310

(注)短期社債は該当がありません。

(単位：百万円)

2024年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	1,051	1,056	4,870	4,264	2,299	17,451	1,912	32,906
国債	499	99	-	-	308	3,703		4,611
地方債	-	209	-	186	757	1,643		2,797
社債	52	398	1,089	2,741	186	8,544		13,013
株式							37	37
その他有価証券	499	348	3,780	1,336	1,047	3,559	1,874	12,446
うち外国債券	499	197	3,217	235	466	3,469		8,087

(注)短期社債は該当がありません。

# 事業の状況

## ■有価証券残高

(単位：百万円、%)

	2023年度				2024年度			
	残高	構成比	平均残高	構成比	残高	構成比	平均残高	構成比
国債	4,326	13.0	4,738	12.4	4,611	14.0	4,757	13.6
地方債	3,052	9.1	3,023	7.9	2,797	8.5	3,052	8.8
社債	13,659	41.0	16,000	42.0	13,013	39.5	13,659	39.2
株式	6	0.0	33	0.0	37	0.1	15	0.0
外国証券	8,310	24.9	9,456	24.8	8,087	24.6	8,608	24.7
その他の証券	3,923	11.7	4,772	12.5	4,359	13.2	4,781	13.7
合計	33,279	100.0	38,025	100.0	32,906	100.0	34,873	100.0

(注) その他の証券は、投資信託およびその他の証券の合計です。また、短期社債は該当がありません。

## ■有価証券の時価情報

①売買目的有価証券 該当ありません

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	2023年度					2024年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額			貸借対照表計上額	時価	差額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
国債	768	757	△ 11	0	11	771	690	△ 80	-	80
地方債	313	313	0	0	0	309	301	△ 8	-	8
社債	9,091	8,706	△ 384	1	385	8,965	8,113	△ 851	-	851
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10,173	9,778	△ 395	2	397	10,046	9,105	△ 940	-	940

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

③子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません

④その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	2023年度					2024年度				
	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
株式	-	-	-	-	-	30	31	0	1	0
債券	11,380	10,864	△ 516	1	517	11,445	10,375	△ 1,069	-	1,069
国債	3,868	3,557	△ 310	0	311	4,460	3,839	△ 620	-	620
地方債	2,797	2,783	△ 58	0	59	2,675	2,487	△ 188	-	188
社債	4,714	4,568	△ 146	0	147	4,309	4,047	△ 261	-	261
その他	12,936	12,234	△ 701	56	758	13,411	12,446	△ 965	29	994
合計	24,317	23,099	△ 1,217	58	1,276	24,886	22,852	△ 2,034	30	2,065

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## ■市場価格のない株式等及び出資金

### 貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
非上場株式	6	6
組合出資金	6	4

## ■公共債引受額の推移

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国債	-	-
政府保証債	-	-
合計	-	-

## 金銭の信託関係

## ■金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託 該当ありません

②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度				2024年度			
取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
		うち益	うち損			うち益	うち損
0	0	-	-	0	0	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

## 出資金関係

## ■出資金

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
出資金	1,162	1,164
うち普通出資金	1,162	1,164

## ■会員数

(単位：人)

	2023年度	2024年度
会員数	8,394	8,387
うち個人	7,500	7,491
うち法人	894	896

## 事業の状況

### 不良債権関係

#### ■金融再生法に基づく不良債権の状況

金融再生法に基づく不良債権6,546百万円について、担保・保証、引当等による保全率は91.36%となっています。また、保全が行われていない部分については、返済が継続されているものもあり、償却・引当事由に該当しないため引当が行えないもので、実質的な会計上の処理はすべて終了しております。

#### ●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	641	2,611
危険債権	4,296	3,667
要管理債権	229	268
3か月以上延滞債権	13	12
貸出条件緩和債権	216	255
小 計 (A)	5,167	6,546
保全額 (B)	4,224	5,981
個別貸倒引当金 (C)	1,646	2,861
一般貸倒引当金 (D)	28	21
担保・保証等 (E)	2,549	3,098
保 全 率 (B) / (A) (%)	81.75	91.36
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	63.98	83.60
正 常 債 権 (F)	59,319	58,413
総与信残高 (A) + (F)	64,487	64,960

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「3か月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

## 人的資本関係

### ■人事理念

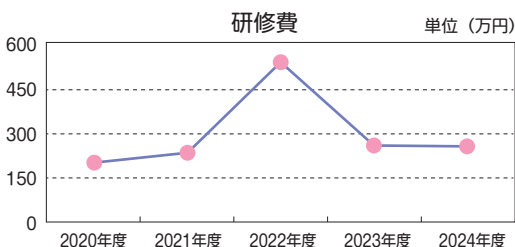
「誇りと情熱をもって変化を生き抜くプロ集団の育成」

#### ●人事理念に掲げた人材像

全 職 員	1. 理念・ビジョンを理解し、実現に向けて実行できる人材
	2. 目標達成に対して最後まで諦めずにやり遂げられる人材
	3. 向上心をもって、新しい事や課題に進んでチャレンジできる人材
	4. チームワークを大切にできる人材
	5. 自発的に考え、自らの役割を広げられる人材
	6. 自己研鑽を継続できる人材
	7. 自分の仕事に責任と誇りをもって取り組める人材
	8. お客様の喜びを自分の喜びにできる人材

掲げた人材像育成のため、階層別研修やロールプレイング研修以外にも職場以外で研修を受けられるe-ラーニングシステムの導入など研修の充実を図っております。

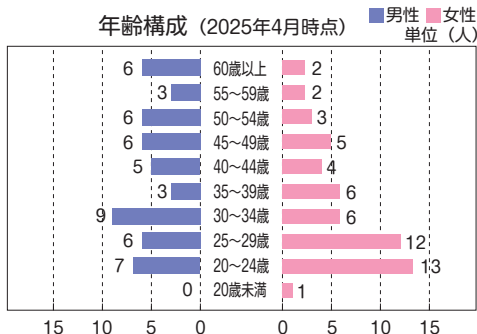
#### ●研修費・役員1人あたり預金、貸出金の推移



#### ●研修・自己啓発の内容

- ・新入職員研修
- ・信用金庫協会主催の階層別・職能別研修
- ・当庫や連携団体によるスポット研修
- ・ロールプレイング大会 (内勤・渉外で交互に隔年開催)
- ・eラーニングシステム (信金中央金庫)
- ・中小企業診断士養成課程受講費用助成制度 など

#### ■年齢構成 (2025年4月時点)



### ■その他指標

#### ●新卒採用男女比について

	男性職員(人)	男女比(%)	女性職員(人)	男女比(%)	合計(人)
2024年卒	3	50%	3	50%	6
2025年卒	1	25%	3	75%	4

#### ●女性管理職割合

	女性管理職 (人)	管理職総数 (人)	女性管理職割合 (%)
2023年度	3	23	13.0%
2024年度	3	24	12.5%

## 四国地区信用金庫窓口対応ロールプレイング大会 準優勝

2024年9月28日(土)高松市で開催された窓口対応ロールプレイング大会にて、当金庫代表として出場した職員が準優勝にあたる審査委員長賞を受賞しました。

本大会は四国地区にある信用金庫からそれぞれ代表となった職員1名ずつが選手となり、窓口対応の質を競い合う大会となっております。「子供の大学・高校進学に伴う教育資金相談」という難しいシチュエーションだったうえ、大勢の審査員や観客が注目し緊張する舞台上であったにもかかわらず、普段通りの落ち着いた素晴らしい対応を披露し、見事に審査委員長賞を受賞しました。





## 関連会社・信用金庫業界関連会社について

■当金庫の子会社 該当ありません

■関連会社 該当ありません

■信用金庫業界関連会社

(単位：百万円)

会社名	主要業務内容	設立年月	資本金
(株)四国しんきんカード	クレジット業務(VISA)、信用保証業務	昭和 57. 10	50
しんきん大阪システムサービス(株)	しんきんFAX振込サービス、データ伝送機能ソフトサービス	平成 6. 7	116



# 信金中央金庫

S C B Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、2025年3月末現在の総資産は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて45兆6,520億円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

### 地域金融に貢献

(2025年3月末現在)



#### 個別金融機関としての役割

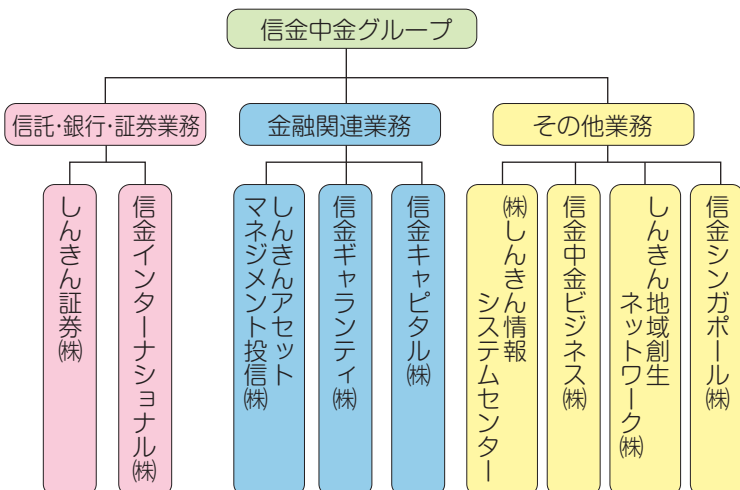
- 信用金庫・政府関係機関等を取引先とする金融機関 総合的な金融サービスを提供
- 地域金融機関としての役割 地公体向け融資・PFI・地元企業融資・代理貸付など
- 機関投資家としての役割

#### 信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- 信用金庫の余裕資金の効率運用
- 信用金庫の業務機能の補完 融資業務・周辺業務・国際業務・付随業務等
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上 経営相談制度、ALM・リスク管理支援、情報提供など

#### 総合力で地域金融をバックアップ

#### 邦銀トップクラスの格付



格付機関	長期格付
日本格付研究所 (JCR)	AA
格付投資情報センター (R&I)	A+
S&Pグローバル・レーティング	A
ムーディーズ	A1

(2025年3月末現在)

# 開示項目一覧

## 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下のページに掲載しています。

### ■単体ベースの項目（信用金庫施行規則第132条）

<b>1. 金庫の概況および組織に関する事項</b>	
イ 事業の組織	15
ロ 理事および監事の氏名および役職名	15
ハ 事務所の名称および所在地	23
ニ 会計監査人の名称	41
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b>	16
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項</b>	
イ 直近の事業年度における事業の概況	6
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	45
(2) 経常利益または経常損失	45
(3) 当期純利益または当期純損失	45
(4) 出資総額および出資総口数	45
(5) 純資産額	45
(6) 総資産額	45
(7) 預金積金残高	45
(8) 貸出金残高	45
(9) 有価証券残高	45
(10) 単体自己資本比率	45
(11) 出資に対する配当金	45
(12) 役員数	45
(13) 職員数	45
(14) 会員数	45
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
・ 主要な業務の状況を示す指標	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益 実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	46
(2) 資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支および その他業務収支	45, 46
(3) 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回りおよび資金利ざや	45
(4) 受取利息および支払利息の増減	45
(5) 総資産経常利益率	46
(6) 総資産当期純利益率	46
・ 預金に関する指標	
(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高	47
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の 区分ごとの定期預金の残高	47
・ 貸出金等に関する指標	
(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の 平均残高	47
(2) 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	47
(3) 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	48
(4) 用途別の貸出金残高	48
(5) 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	48
(6) 預貸率の期末値および期中平均値	46
・ 有価証券に関する指標	
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	49
(3) 有価証券の種類別の平均残高	50
(4) 預証率の期末値および期中平均値	46
<b>4. 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
イ リスク管理の体制	25
ロ 法令遵守の体制	4

<b>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
イ 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	38~41
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準する債権に該当する貸出金	51
(2) 危険債権に該当する貸出金	51
(3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	51
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	51
ハ 自己資本の充実の状況について	
金融庁長官が別に定める事項	27~36
ニ 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	
(1) 有価証券	50
(2) 金銭の信託	該当なし
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ等取引)	該当なし
ホ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	49
ヘ 貸出金償却の額	49
ト 会計監査人の監査を受けている旨	41
<b>6. 報酬等に関する事項</b>	
対象役員の報酬体系について	44
対象職員等の報酬体系について	44

### ■連結ベースの項目（信用金庫施行規則第133号）

該当がないことから記載していません。

### ■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条

資産の査定公表 51

### ■中小企業の経営の支援および地域活性化への取組み

9~11

### ■総代会等の概要

12~14

## 任意開示項目

<b>1. 概況・組織</b>	<b>4. 貸出金等に関する指標</b>
(1) 経営理念・経営方針および 経営ビジョン等	(1) 貸出金科目別残高
2	(2) 貸出金会員・会員外別残高
(2) 社会貢献活動・トピックス	7, 8
(3) 業務のご案内	17~19
(4) 阿南信用金庫のあゆみ	53
(5) 預金保護、偽造・盗難キャッシュ カード被害などへの取組み	22
(6) お客様保護への取組み	5
(7) 内部管理態勢の整備	3
<b>2. 損益等に関する指標</b>	<b>5. 有価証券等に関する指標</b>
(1) その他業務利益の内訳	(1) 有価証券期末残高
46	(2) 公共債引受額
(2) 役員取引の状況	50
46	<b>6. 人的資本関係について</b>
(3) 経費の内訳	(1) 人的資本関係
46	52
(4) 普通出資配当率	41
<b>3. 預金に関する指標</b>	<b>7. その他の業務</b>
(1) 預金科目別預金残高	(1) 手数料一覧
47	(為替、ATM、その他)
(2) 預金者別預金残高	20, 21
(個人、一般法人等)	(2) 内国為替取扱高
47	47
(3) 財形貯蓄残高	<b>8. その他</b>
47	(1) 店舗外現金自動設備
(4) 職員1人当たり預金残高	(ATM)設置場所一覧
46	24
(5) 1店舗当たり預金残高	
46	



牛岐城趾公園

恋人の聖地

Lover's Sanctuary

光のます!阿南

# ANAN SHINKIN BANK

公式SNSにてお役立ち情報 配信中!



Instagram

@anan\_shinkin 検索

follow me!!



ANAN\_SHINKIN



Facebook

@anan.shinkin 検索

いいね!お待ちしております



Face to Face

阿南信用金庫

発行：2025年7月 阿南信用金庫 総務部  
〒774-0030 阿南市富岡町トノ町28番地14  
TEL (0884)22-1226  
<https://www.shinkin.co.jp/anan/>